

第四次

人権が尊重される三重を つくる行動プラン

2020（令和2）年3月

三 重 県

第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン < 目次 >

第1章 基本的な考え方	1
1. 策定の経緯	
2. 計画の期間	
3. 「基本方針（第二次改定）」の基本理念	
4. 第四次行動プランの策定方針	
5. 第四次行動プランの基本的な視点	
第2章 施策分野別の取組方向	
(1) 施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策	
人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	8
(2) 施策分野2 人権意識の高揚のための施策	
人権施策201 人権啓発の推進	13
人権施策202 人権教育の推進	17
(3) 施策分野3 人権擁護と救済のための施策	
人権施策301 相談体制の充実	22
人権施策302 さまざまな人権侵害への対応	26
(4) 施策分野4 人権課題のための施策	
人権施策401 同和問題	30
人権施策402 子ども	35
人権施策403 女性	41
人権施策404 障がい者	46
人権施策405 高齢者	53
人権施策406 外国人	57
人権施策407 患者等	62
(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、 難病患者 等)	
人権施策408 犯罪被害者等	66
人権施策409 インターネットによる人権侵害	70
人権施策410 さまざまな人権課題	74
(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、 性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）、 貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題 等 等)	
第3章 計画の推進	82
1. 人権尊重の視点に立った行政の推進	
2. 計画の推進と進捗管理	

第1章 基本的な考え方

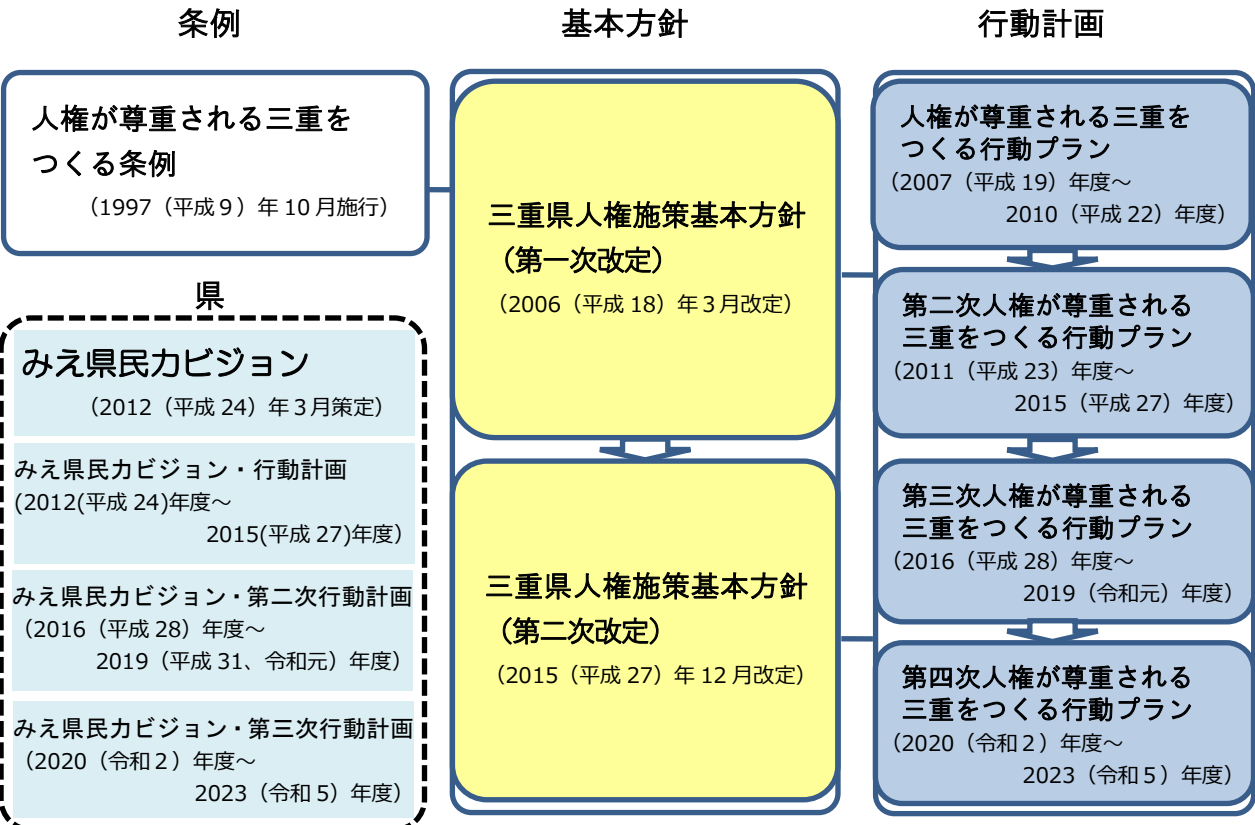
1 策定の経緯

三重県では、1997（平成9）年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、2006（平成18）年3月に改定した「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」を、さまざまな主体と共に着実に推進していくため、2007（平成19）年3月に「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」、2011（平成23）年3月に「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。

2015（平成27）年12月には、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定（以下、「基本方針（第二次改定）」）を行うとともに、具体的な取組を進めるための「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、「第三次行動プラン」）を2016（平成28）年3月に策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

「第三次行動プラン」の最終年度が2019（令和元）年度であることから、人権をとりまく状況の変化や「第三次行動プラン」における4年間の取組の成果と課題、令和元年実施の「人権問題に関する三重県民意識調査^{*1}」の結果をふまえて、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。

三重県人権施策の計画体系



2 計画の期間

第四次行動プランの計画期間は、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4か年とします。

3 「基本方針(第二次改定)」の基本理念

「基本方針（第二次改定）」では、めざす社会として「差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会」を掲げています。このような社会を実現するために、「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現」と「さまざまな文化や多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会の実現」を基本理念としています。

4 第四次行動プランの策定方針

第四次行動プランは、「基本方針（第二次改定）」に示された取組の方向性に従い、第三次行動プラン策定後の4年間における人権をとりまく状況の変化や、第三次行動プランにおける取組の成果と課題をふまえて策定しました。

これまで、県は、さまざまな主体が地域づくりの担い手として地域に参画できる仕組みづくりや「協創^{※2}の視点」で人権施策を進めてきました。

2016（平成28）年に開催された伊勢志摩サミットは、本県の先人たちが時代を超えて育ててきた「多様性への寛容」といった価値を再認識する機会となりました。2017（平成29）年には、全国に先駆けて「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」^{※3}を策定し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望をもって、日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」の実現に向けた取組を進めてきました。

また、人権が尊重される社会を実現するためには、行政だけでなく、企業、NPO、個人などのさまざまな主体と連携し、「誰一人取り残さない」というSDGs^{※4}の理念を踏まえ、多様で、包容力ある持続可能な社会にしていくことが必要です。

第四次行動プランでは、こうした経緯をふまえ、人々の多様性を認め合いつつ、社会の包容力を生かし、アクティブ・シチズン^{※5}である県民の皆さんとともに、人権が尊重される共生社会を協創する施策を推進していく必要があります。

人権施策の推進は、(1)「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、(2)「人権意識の高揚のための施策」、(3)「人権擁護と救済のための施策」、(4)「人権課題のための施策」の4つの施策分野に体系づけます。また、「人権課題のための施策」については10の個別課題を掲げ、それらに対して、3つの施策分野（「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」）で横断的に取り組むこととしています。

(1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体、市町、県等のさまざまな主体による「居場所」や「つながり」をつくる活動や、誰もが個人として尊重され、社会参画等ができるダイバーシティ社会をつくる取組を「人権が尊重されるまちづくり」の取組とし、さまざまな主体の連携・協働により進めます。

(2) 人権意識の高揚のための施策

県民一人ひとりが、人権課題について理解を深め、人権尊重社会の実現のために主体的に活動を行うよう、さまざまな主体と連携・協働しながら人権啓発・人権教育を進めます。事業の開催にあたっては、県民に広く周知するとともに、関心を持ってもらえるような内容の工夫を行います。

(3) 人権擁護と救済のための施策

県民一人ひとりの人権が、適切に擁護されるよう、人権侵害に迅速かつ的確に対応するための相談体制の充実等の取組を進めます。とりわけ、個別の人権問題についての相談機関のきめ細かい周知とともに、相談員の資質向上に努めます。

(4) 人権課題のための施策

個別に対応していく10項目を掲げ、それぞれの課題に応じた取組を進めます。

この施策は、主に背景、問題点等が異なる個々の人権課題に対する知識や理解を深めることにより、偏見や差別意識を解消し、課題の解決に向けた実践的な態度の形成を図り、一人ひとりに公平な機会と自立した生活が保障される社会環境の整備を進めるとともに、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めていくものです。

第四次行動プランでは、4つの施策分野のうち「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」の3つの施策分野をベースとして推進していく中で、人権の視点から個別に対応が必要となるものを、事業や取組として位置づけて推進します。

※1 人権問題に関する三重県民意識調査 3,000人の県民を対象に、同和問題をはじめとする人権問題に関する意識を調査し、前回調査以降の意識の変化と新たな人権課題等に対する意識を把握するため、概ね7年毎に実施しています。

※2 協創 行政との役割分担のもと、個人や企業、地域の団体といったさまざまな立場で「公」の領域を担う「協働」に対し、私たちそれぞれが自立して主体的に行動し、協働の成果によって新しいものを創造していくことを「協創」と呼んでいます。県では、みんなで力を合わせて新しい三重をつくる「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていきます。

※3 「ダイバーシティみえ推進方針」では、ダイバーシティを「一人ひとりが尊重され、多様性が受容され、さらにそれぞれ違った個性や能力を持つ一人ひとりがよい意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成し得なかった相乗効果を社会に生み出す」とらえています。

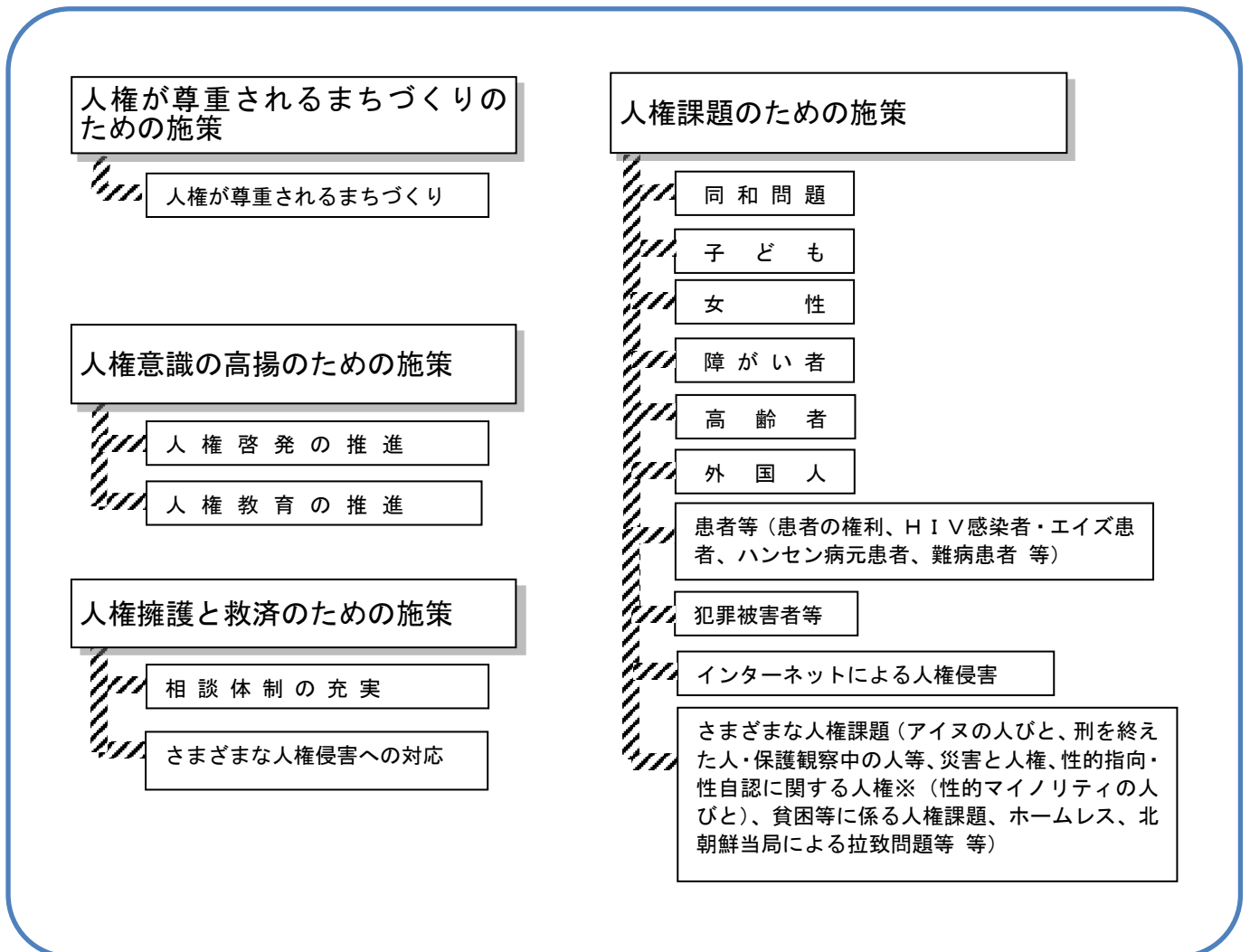
※4 SDGs(エスディー・ジーズ:Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、2030 年までに世界を変えるための国際目標で、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことをめざしています。17 のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲット（達成基準）からなる普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組んでいます。



※5 アクティブ・シチズン 自立し、行動する住民のことをあらわす言葉です。「自立し、行動する」とは、一人で生きることではなく、自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくことです。また、地域社会や企業などの一員として、進んで責任を果たしていくことです。

三重県人権施策基本方針(第二次改定)における施策体系



※本プランでは、社会状況等の変化に伴い、基本方針のさまざまな人権課題の「性的マイノリティの人びと」について「性的指向・性自認に関する人権」と表現しています。

5 第四次行動プランの基本的な視点

第四次行動プランにおける人権施策の推進にあたっては、「基本方針（第二次改定）」に掲げる3つの視点に留意して、取り組んでいきます。

(1) 当事者への理解

当事者が、自分に向けられている行為等が差別や人権侵害であると気づいていない場合や、その事実を発信することが困難な境遇にある場合等、当事者の置かれている状況に留意する必要があります。

また、障がいのある女性や子ども、外国人の女性や子どもといった、人権課題が重複する場合は、問題が複合化する傾向にあります。

そのため、差別や人権侵害を受ける当事者の思いや意見、状況を把握し、当事者の立場に立って人権施策を推進していくことが重要です。

県では、三重県人権施策審議会をはじめとして、さまざまな機会を利用して意見交換を行うなど、県民の皆さんからの意見を聴かせていただき、よりの確な人権施策の推進につなげます。

(2) パートナーシップ

人権施策を推進していくには、さまざまな主体との連携・協力・協働（パートナーシップ）で共に取組を協創していくことが大切です。

人権が尊重されるまちづくりは、行政だけの一方的な働きかけや取組ではなく、県民が自ら参加し、主体的に取り組んでいくものであり、さまざまな主体が得意とするものを持ち寄り、協力しあって進めていく必要があります。

(3) 適切な公的支援

行政は、人権施策の推進に参画するさまざまな主体の「主体性」や「持てる力」を尊重しつつ、適切な支援を行います。

第四次行動プランでは、さまざまな主体と期待される役割について、次のように整理しています。

県民一人ひとり

個人として、地域住民として、団体や企業の構成員として、人権意識の高揚に努力するとともに、仕事や暮らしの中のさまざまな活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。外国人住民も県民に含まれています。

人権について、お互いの人格や個性を認め合うとともに、「存在」を尊重し合い、かつ、個人の個性や能力を発揮でき、自らの意思に基づいて活動できるような社会の実現に向けて行動することが期待されます。

住民組織

主に地域の住民で構成し、非営利で活動する組織や団体のことをいいます。地域のニーズや課題に基づく活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体と

なります。

地域のさまざまな活動や交流の中で、住民一人ひとりが個人として尊重されるまちづくりを進めるとともに、各々の個性や特徴を認め合いながら、地域で共に生活できるような環境づくりを進めることが期待されます。

NPO・団体等

非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のことをいいます。社会のニーズ、課題に基づく特定のテーマの活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。当事者で結成する団体等も含まれます。

さまざまな人権課題の当事者が、安心して生活できるよう、さまざまな支援やサービスを提供していくことが期待されます。

企業

営利を目的とした会社、同業種組合等のことをいいます。社会の一員であると同時に社会的な影響を持つことから、製品、サービス等の企業活動や社員の活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。

公正な雇用や誰もが安心して働ける労働環境の整備を進めることが期待されます。また、従業員への人権に関する研修や教育を進めることが求められます。

行政

国、県、市町（一部事務組合、広域連合を含む）のことをいいます。法規や制度等に基づく手続きに沿った活動や事業を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。この行動プランでは、国、県、市町を総じて「行政」として表す場合があります。

【国】人権教育・啓発に関する取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組が期待されます。

【県】個別の人権課題に対して、それぞれの法律や計画に基づき施策を進めるとともに、安心して生活していくための取組や市町の取組の支援等を進めます。また、さまざまな主体と連携・協働して人権啓発・教育や人権相談、人権救済の取組を進めます。

【市町】地域のさまざまな主体と連携・協働して、自分らしく豊かに暮らしていけるような地域社会づくりを進めることが期待されます。また、市町として提供すべきサービスや支援を的確に行っていくことが求められます。

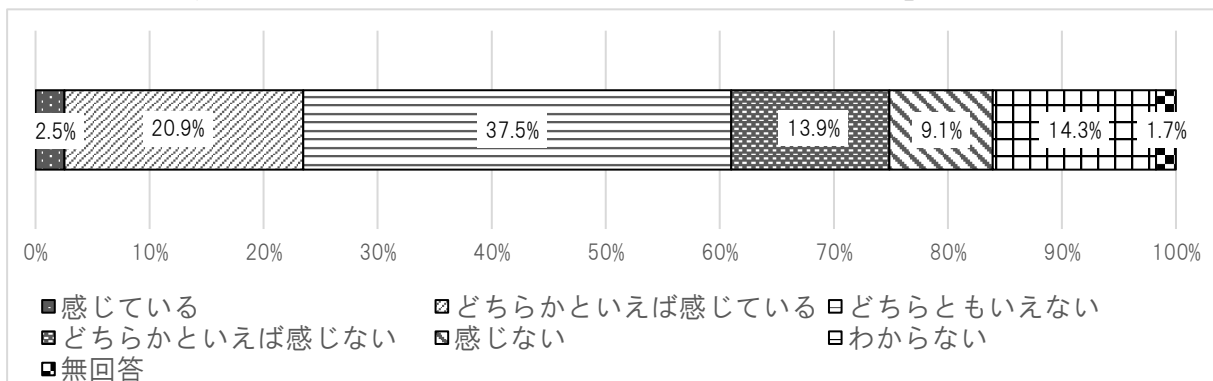
第2章 施策分野別の取組方向

(1) 施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権施策 101	人権が尊重されるまちづくり
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】	
【人権施策基本方針におけるめざす姿】	
<p>行政、県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体が、人権尊重の視点に立って活動を行っています。</p> <p>県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体、県、市町等が協働し、人権が尊重されるまちづくりを主体的に進め、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。</p>	

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ 県では、「性別、出身地、障がいの有無などによる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会」の実現をめざしています。あなたは、「三重県は人権が尊重されている社会になっている」と感じますか。



三重県は人権が尊重されている社会になっていると「感じている」と「どちらかといえば感じている」とを合わせると23.4%で、2012（平成24）年度の前回調査から大きな変化はみられませんでした。

今後も、地域社会が「人権が尊重されている」ことを実感できるよう、さまざまな課題に向けた豊かな「人権が尊重されるまちづくり」の取組を県内各地で促進していく必要があります。

2 国内外の状況

国連は、1994（平成6）年の「『人権教育のための国連10年』行動計画」等において、人権という普遍的文化を創造することの重要性を示してきました。人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進する機運が高まり、全国で人権尊重のまちづくり条例の制定、県や市町の人権施策基本方針等が策定されてきました。

2015（平成27）年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するために、「誰一人として取り残さない」ことを誓ったものです。SDGsは普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組まれています。

また、企業等の社会的責任（CSR）に基づいた取組としては、2010（平成22）年に発行されたISO26000を受け、人権への配慮を中心に、社会的責任の具体化が求められている状況にあります。加えて、2016（平成28）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、ヘイトスピーチ解消法という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法という。）」の施行を受け、人権啓発や人権相談等の取組が求められています。

高齢化や人口減少が進む中、社会構造の変化や人々の暮らしの変化をふまえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、国ではさまざまな改革が進められています。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県は、県内各地で行われている住民活動のベースに「人権が尊重されるまちづくり（以下、人権のまちづくり）」が根付くことが人権施策の基本と位置づけ、「多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の二つの柱で取組を進めてきました。

「多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり」への取組としては、県内各地で企業、住民組織、NPO等の団体等が人権のまちづくりを進めるための基本研修を行うとともに、地域や関係団体のニーズに応じた取組の支援も行いました。さまざまな人権課題における人権のまちづくりの取組状況については、訪問調査し、「年次報告」等の公開を通じて、取組を広く紹介してきました。2017（平成29）年には、全国に先駆けて「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、その考え方の浸透を図る取組や情報発信を行い、県民の皆さんで取り組む機運醸成に努めてきました。今後も、県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体が、県や市町等との協働によって、県内各地で人権のまちづくりを展開できるよう、研修会等の開催支援や、先進事例の積極的

な紹介や団体間の交流を促進していく必要があります。

また、「ユニバーサルデザインのまちづくり」については、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下、UD条例）や「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019～2022）」に基づき、施設整備やユニバーサルデザインについての普及・啓発に取り組んでいます。引き続き、さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク^{※1}」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を推進するとともに、県有施設におけるユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるため、現状調査とUD条例の基準等に照らしての評価・結果のフィードバック等の取組を実施していきます。

今後は、「多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり」や「ユニバーサルデザインのまちづくり」を通して、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、社会参画等ができるダイバーシティ社会をさまざまな主体の協創で実現していく必要があります。そのような人権のまちづくりが、「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念をふまえた、多様性を認め合い、深い包容力を持つ、持続可能な社会につながると考えます。

相互扶助としての地域コミュニティの機能が失われつつある中、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で暮らし続けることが困難な状況が生じています。また、複数の課題を抱えており、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られます。高齢者や障がい者、生活困窮者などの支援を必要とする人を、地域住民やさまざまな主体が連携し、社会全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。

4 取組方向

1 住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進

① 企業、住民組織、NPO等への活動支援

人権関係団体に関する情報を収集し、企業、住民組織、NPO等の人権のまちづくりに向けた、自主的な活動・研修を促進するための支援を行います。

② 人権に関する講座を修了した人材への支援

人権に関する講座を修了した人材が、学んだことを人権学習会や地域の啓発活動に生かせるよう支援します。

③ 住民、企業、NPO等の団体等の活動や経営に人権やダイバーシティの視点が浸透するような取組

住民の行動、企業におけるCSRの取組、NPO等の団体等における活動や、それらの経営及び組織運営において、人権尊重やダイバーシティの視点に立って行われるよう、人権尊重及びダイバーシティ推進のための研修や取組を促進します。

2 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

① 地域の状況に応じたさまざまな主体のネットワークの形成と充実

地域の状況に応じた県、市町等の行政機関、企業、団体等、さまざまな主体で構成する人権関係ネットワークにおいて、地域課題の解決に向けた情報交換や啓発活動を推進するとともに、安心して相談できる体制の充実を図ります。

② さまざまな主体による人権のまちづくりの促進

県民、企業、NPO等の団体による、人権のまちづくりを促進します。とりわけ、2016（平成28）年施行の、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」や高齢者、生活困窮者、ひきこもり、性的指向・性自認等の今日的な人権課題への理解を促進するための研修等が必要とされていることから、人権のまちづくりに取り組む企業、住民組織、NPO等の活動支援として助言者等を派遣するとともに、まちづくりを行う住民の代表が、人権のまちづくりについて学べる機会を提供します。

③ 人権のまちづくりを推進するための課題の明確化と取組促進

人権のまちづくりの実践事例について、取組内容や持続可能性を明確にし、県のホームページ等で発信することで人権の視点で取り組む住民主体のまちづくりを促進します。

④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなどの生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられるよう、「三重県地域福祉支援計画」に基づき、地域における支え合いの体制整備や暮らしを支える取組を推進し、包括的な支援体制の整備を市町と連携して進めます。

3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

① ユニバーサルデザインの意識づくり

ユニバーサルデザインの考え方が県民に浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、子どもころからユニバーサルデザインの意識が育まれるよう学校出前授業を実施するなど啓発を進めます。

また、「ヘルプマーク」の普及啓発に取り組むとともに、「おもいやり駐車場利用証制度」について、さまざまな広報手段や多くの人が集まるイベント等で実施する啓発活動により、利用証が必要な人をはじめ広く県民等への周知を図るとともに、事業者等に対し「おもいやり駐車場」の設置を促進し、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。

② 安全で自由な移動や安心して快適な施設利用ができる環境づくり

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。

③ 施設整備を担う人たちへの啓発等

さまざまな施設を、全ての人に使いやすいものにするために、施設整備や管理を担う人たちに対して、「UD条例」の整備基準の研修やユニバーサルデザインの考え方等についての啓発を行います。

④ わかりやすい情報の提供のための意識づくり

誰もが必要な情報を入手できるよう、印刷物等を作成する場合において「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って、情報を発信していきます。

⑤ 誰もが住みよい住宅の普及

誰もが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備を促進します。

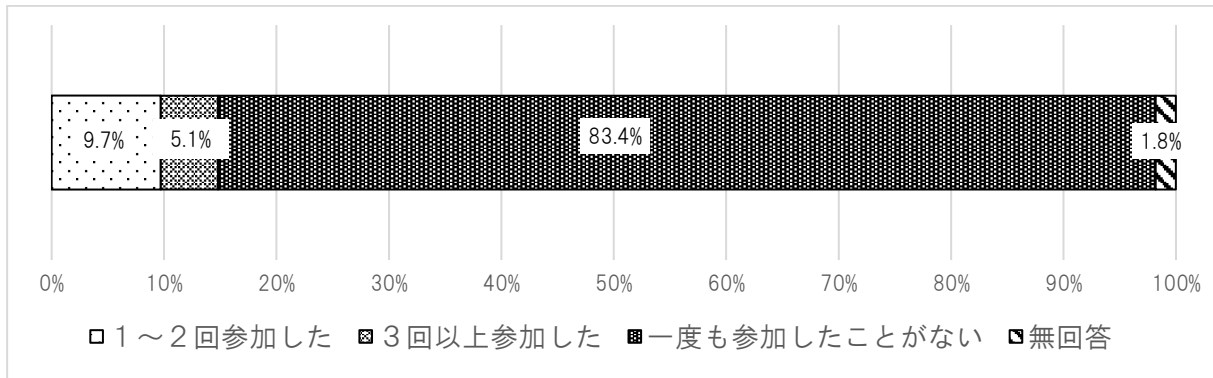
※1 ヘルプマーク ヘルプマークは、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするマークです。

(2) 施策分野2 人権意識の高揚のための施策

人権施策 201	人権啓発の推進
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】	
【人権施策基本方針におけるめざす姿】	
<p>県や市町等は、人権についての正しい知識や情報等を、多様な手段と機会を通じて、県民に向けて確実に発信しています。</p> <p>県民一人ひとりには、これらの知識や情報等について学習することで、人権問題を正しく理解し、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。</p>	

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ あなたは最近5年間で、県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか。



人権に関する講演会や研修会に、「1～2回参加した」と「3回以上参加した」とを合わせると14.8%でした。「一度も参加したことがない」は83.4%で、2012（平成24）年度の前回調査より5.6ポイント増えました。「一度も参加したことがない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「講演会や研修会が開催されていることを知らなかった」37.6%、「関心がない」33.1%、「時間や場所の問題で参加できなかった」14.2%などでした。「関心がない」は前回調査より7.0ポイント増えています。

人権意識の高揚のために、人権啓発事業の開催を多くの県民に届けるとともに、関心を持ってもらえるような内容の工夫が必要です。

2 国内外の状況

国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。

す。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の一週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

国は、2000（平成12）年に、人権啓発をはじめとする諸施策をより総合的に推進していくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002（平成14）年に策定し、施策を推進してきました。

2017（平成29）年12月からは、法務省の人権擁護機関等の活動の周知のため、公式Facebookページでも人権擁護局の施策や取組、イベント等に関する情報提供を始めています。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざした啓発を、さまざまな主体と連携を図り、推進してきました。具体的には、人権啓発の拠点施設である三重県人権センターを中心として、広報媒体による啓発や講演会・研修会の実施のほか、人権フォトコンテストや人権メッセージの募集等、県民参加型の啓発活動を展開するとともに、スポーツ組織等のさまざまな主体と連携・協力し、啓発に取り組んできました。

「人権問題に関する三重県民意識調査」（2019（令和元）年度実施）で、「最近5年間で、県や市町が主催する講演会や研修会に一度も参加したことがない」と回答した人の割合が83.4%となっており、前回調査と比較して5.6ポイント増えていました。また、その理由として、「講演会や研修会が開催されていることを知らなかった」が37.6%で最も多く、次に「関心がない」が33.1%となっており、これは、前回調査と比較して7.0ポイント増えています。このことから、さまざまな主体と連携して、関心を持って参加していただけるような講演会等の実施に努める必要があります。

さらに、地域等の実情に応じたきめ細かな啓発活動を実施するため、地域や職場等において、啓発活動を担う人材を養成する取組を継続していく必要があります。

加えて、県だけでなく、国や市町、企業やNPO等、さまざまな実施主体と連携するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等、各種媒体を効果的に組み合わせて、啓発活動を総合的に展開していくことが必要です。

4 取組方向

1 効果的な啓発活動の推進

① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発

「世界人権宣言」及び人権に関する国際諸条約、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「人権が尊重される三重をつくる条例」の理念、内容の普及・啓発に努めます。

② 人権啓発の機会の充実

県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけるよう、より効果的な研修会・講演会等を工夫して実施し、啓発機会の充実に努めます。

③ 多様な手法による啓発活動の実施

広報紙をはじめ、テレビ、新聞等、広報媒体やインターネットを活用し、子どもから大人まで幅広く受け入れられる効果的な人権啓発、広報活動に取り組みます。また、企業やNPO・団体等と連携するとともに、絵本を活用するなど、親しみやすく、人権を身近に感じてもらうための取組を実施します。

④ 人権啓発拠点機能の利活用

多くの県民に、人権啓発の拠点である三重県人権センターの常設展示室や図書室等の利活用を促します。

⑤ 「差別をなくす強調月間」「人権週間」における重点的な啓発活動の実施

「差別をなくす強調月間」（11月11日～12月10日）及び「人権週間」（12月4日～10日）において国、市町、企業等と連携して、県内各地での街頭啓発やスポット放送等の啓発・広報活動を集中的に行います。

2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進

① さまざまな主体と連携した啓発の実施

さまざまな主体の特色を生かし、連携・協働して啓発を行います。また、市町と連携し、より多くの県民の参加を促進するよう取り組みます。

② 地域の特性を生かした啓発活動の実施

地域の特性や実情に応じた啓発活動を実施するため、行政機関・企業・NPO・団体等、さまざまな主体と連携を図ります。

③ 隣保館との連携による啓発活動の推進

地域に密着したコミュニティセンターとして位置づけられている隣保館との連携を図りながら、啓発活動の推進に努めます。

④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援

関係機関との連携により企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、啓発冊子等の配布や人権啓発補助金等の活用を働きかけることにより、企業・団体等の人権意識の高揚に努めます。

3 効果的な啓発の調査・研究

① さまざまな主体との連携による調査・研究

市町等と連携した研修会等を通じて、県民の人権意識の高揚につながる啓発のあり方について、調査・研究を行います。

② 人権学習資料や啓発資料の調査・研究

県民の主体的な学びを促し、人権意識の高揚につながる学習資料や啓発資料の調査・研究を行います。

4 啓発活動を担う人材の養成

① 地域において啓発活動を担う人材の養成

県内すべての市町で、法令の趣旨や地域の実情に応じた啓発活動を促進するため、行政機関や企業・団体等におけるトップや幹部職員、人権啓発担当者等に対して研修等を実施し、人権問題や施策に関する知識や理解を一層深められるよう支援します。また、各地域防災総合事務所・活性化局での啓発活動を市町と連携して取り組みます。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

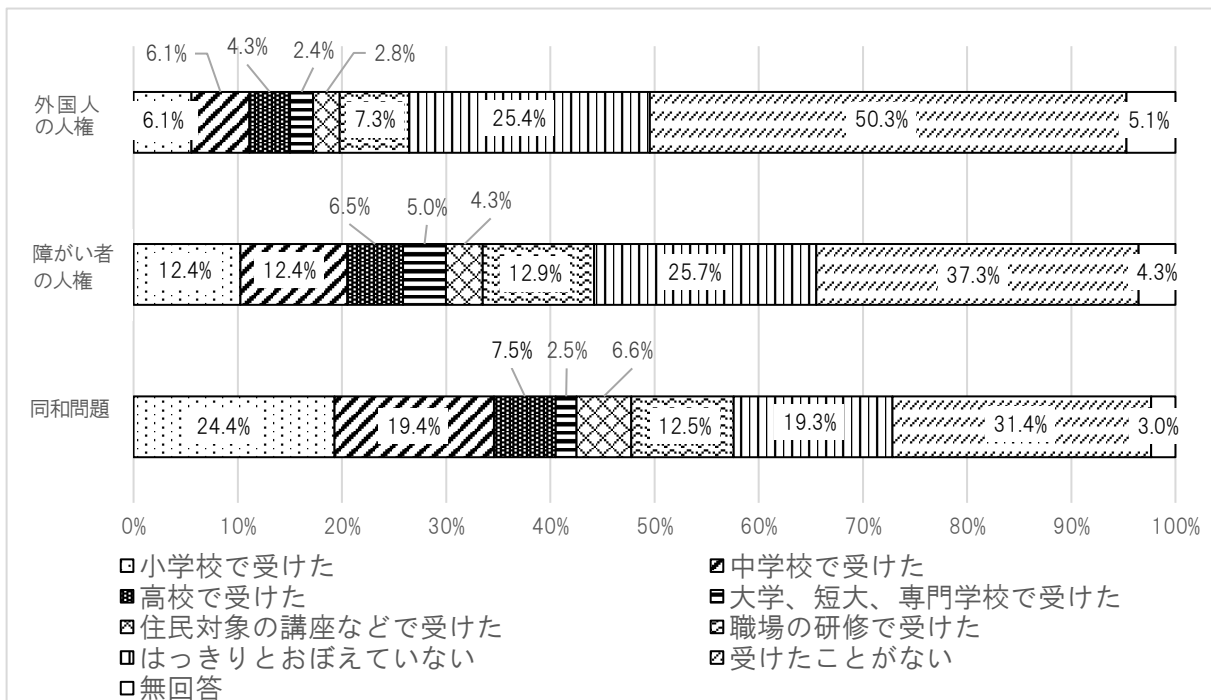
県民一人ひとりは、学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、生涯を通じ、発達段階や職業に応じて、人権について学んでいます。

そして、人権についての学習を通じて知識とスキルを身につけ、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

人権教育を推進するための人材が養成されるなど、実施体制が整っています。

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ あなたは、学校や職場、地域で、次のような人権学習を受けたことがありますか。



人権学習の機会を聞いたところ、「受けたことがない」の割合は、外国人の人権が50.3%、障がい者の人権が37.3%、同和問題が31.4%でした。

県民が人権について学ぶことができるよう、学校教育や社会教育のさまざまな場面での人権教育や人権啓発を進めていく必要があります。

2 国内外の状況

国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の1週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

国連は、人権教育を強化するための「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からスタートさせました。すでにこれまでに3つの段階を経ており、初等・中等教育、高等教育における人権教育や教員、教育者、公務員、法執行官等の人権教育への取組を強化するとともに、メディア従事者、ジャーナリストに対する人権教育も促進してきました。

2018（平成30）年9月の国連人権理事会で、これまでの3段階についての取組を強化するとともに、第4段階（2020（令和2）年～2024（令和6）年）として、重点対象を「若者」とし、平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことが決議されました。また、「持続可能な開発目標」（SDGs）に「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」ことを盛り込んでいます。

国においては、人権教育・啓発の重要性から、2000（平成12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行して、これに基づき、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。文部科学省は、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、2004（平成16）年から2008（平成20）年にかけて、3次にわたる取りまとめを公表しました。また、2009（平成21）年と2013（平成25）年の2回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表するとともに、2011（平成23）年から2015（平成27）年にかけて、人権教育に関する特色ある実践事例の収集・公表を行い、人権教育に関する特色ある実践事例をウェブサイトで紹介しています。加えて、「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」を設置しており、2018（平成30）年1月には、各都道府県・指定都市教育委員会が作成した「人権教育指導資料」や、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について議論を始めています。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

人権が尊重される社会を実現していくためには、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動につながる意欲・態度や技能を育てることが必要です。そのため県は、さまざまな主体と協働して人権教育に取り組んできました。

学校教育においては、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムの作成や改善に取り組みました。また、個別的人権問題に関わる学習を推進するため、人権学習教材や指導資料等を作成し、その活用を促しまし

た。今後も、教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めるとともに、個別的な人権問題に関わる学習活動の定着・促進を図ります。また、学校、家庭、地域等が連携するネットワークの活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携し、子どもの人権意識や自尊感情の向上を図る人権尊重の地域づくりに取り組みます。

社会教育においては、地域での人権学習を推進するよう市町への支援、協力を行い、県・市町職員、教職員、警察職員、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人や企業・団体等における人権研修の充実や支援を進めてきました。行政職員については、2016（平成 28）年施行の「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」などをふまえた啓発・教育が求められていることから、それらの法令についての研修等をより進める必要があります。

今後も、市町の主体的な取組を促進するとともに、人権に関わりの深い職業に従事する人々が人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修会等を支援します。

4 取組方向

1 学校教育における人権教育の推進

① 総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践

各学校で作成している「人権教育推進計画」について、子どもや保護者、地域の状況などをふまえた見直しを図り、人権教育を全ての教育活動の中で総合的・系統的に推進します。

② 子どもの主体的な人権学習の促進

子ども自らが、さまざまな人権問題を主体的に考える人権学習を促進し、実践行動ができる力の育成を図ります。

③ 人権学習教材の活用・定着と開発

人権学習教材及び指導資料の効果的な活用方法について研究し、その活用促進を図るとともに、指導方法や教材開発等の研究を進めます。

2 社会教育における人権教育の推進

① 市町等との連携・協働

市町等と協働し、住民主体の学習活動が進められるよう支援します。

② 住民の主体的な人権学習の促進

子どもから大人まで、人権課題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する学習機会を提供し、住民主体の人権が尊重されるまちづくりを促進します。

③ 家庭・地域と協働した取組の推進

学校、家庭、地域等が連携する子ども支援ネットワークや人権教育推進協議会の活動を推進し、その取組を支援します。

3 企業・民間団体における人権教育の推進

① 児童生徒の保護者に向けた人権学習の促進

P T A等の組織に対し、人権教育の必要性を働きかけていきます。

② 企業・団体の人権教育の取組促進

企業や団体における人権尊重の理念等の研修を支援します。また、主体的な人権教育の取組を促進するため、県作成の啓発冊子の配布や人権啓発補助金等の活用を働きかけるとともに、研修講師や教材等の紹介による人権研修や学習環境整備への支援を図ることで、人権が尊重されるまちづくりの主体者としての活動を促進します。

③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催

県内の企業及び農林水産団体等の役職員を対象とした人権研修会や、公正採用選考等に関する事業主へ向けての各種研修会を開催します。

また、さまざまなハラスメントが人権を侵害する行為であるとの認識を企業等に普及啓発していきます。

4 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

① 県・市町職員の人権研修の推進

県職員の人権問題に関する意識の向上と問題解決力の向上に資するため、職員研修の充実を図るとともに、人権問題に関する県職員意識調査の結果をふまえた効果的な研修の実施や、市町における職員人権研修等の取組支援に努めていきます。

② 教育職員等の人権研修の推進

人権問題に関する教職員意識調査の結果をふまえ、研修機会の充実を図るとともに、情報の提供に努めます。

③ 警察職員の人権研修の推進

人権を尊重した警察活動を推進するため、職員の人権意識の向上に努めます。

④ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進

医療事務職員や看護師等の保健・医療関係者、社会福祉関係団体や施設の職員等の福祉関係者に対する人権教育を充実します。

⑤ 保育関係者への人権研修の推進

保育所保育指針に沿い、一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれる人権保育を推進するため、研修を実施します。

また、社会の急激な変化の中で、人権保育の推進に関して児童虐待の増加、外国籍児童の増加等の新たな課題が生じているところから、これらの課題に対応した講座を実施します。

⑥ 福祉事務所職員の人権研修の推進

福祉事務所現業職員（新任）の人権問題に関する意識の向上を図るため、職員研修を実施します。

⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進

人権問題に関する報道機関の影響力に鑑み、報道機関関係者との人権課題に関する研修や意見交換を行います。

5 人材の養成と活用

① 人権教育のリーダー育成

教職員をはじめとする教育関係者に研修等を行い、学校における人権教育の推進とさまざまな主体との連携を図ることができる人材を育成するとともに、その活用を図ります。

② 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得

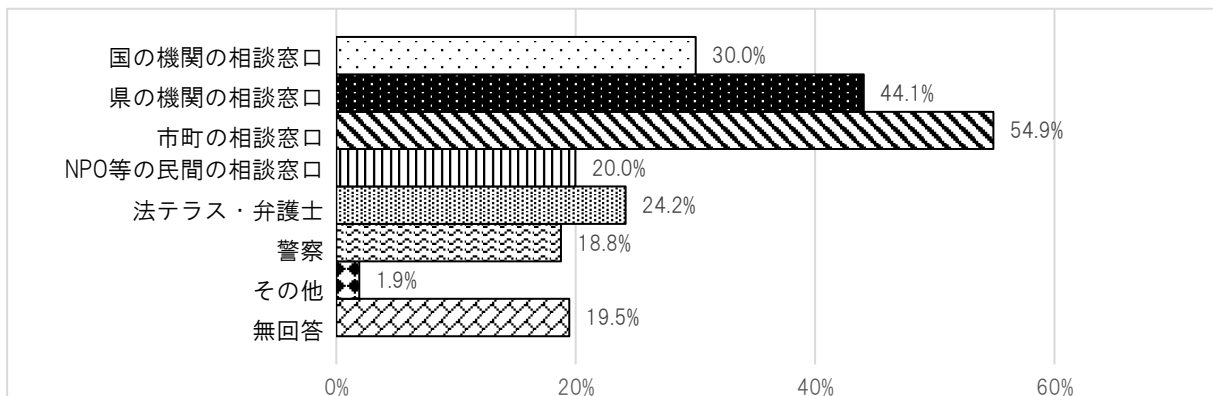
人権施策を推進するため、人権啓発を推進する役割を担う職員に人権問題解決に必要な専門知識を習得させるとともに、その活用を図ります。

(3) 施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権施策 301	相談体制の充実
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】	
【人権施策基本方針におけるめざす姿】	
<p>人権に関する相談に対して適切に対応できるように、相談機関相互の連携が図られ、県民一人ひとりが抱える悩みや問題について、個人情報に十分配慮し、身近で気軽に相談者の立場に立った相談を受けられる支援体制が整えられています。</p>	

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ 人権についての相談を受け付けている以下の機関をご存知ですか。(複数回答)



人権相談機関を知っているかを聞いたところ、多い順に「市町の相談窓口（市役所、町役場、隣保館など）」が54.9%、「県の機関（三重県人権センター、三重県女性相談所、三重県障がい福祉課など）の相談窓口」が44.1%、「国の機関（法務局、人権擁護委員、労働局など）の相談窓口」が30.0%の順となりました。

人権侵害を受けた人たちが適切に相談を受けることができるよう、相談機関の一層の周知が必要です。

2 国内外の状況

法務局は、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受け、救済手続を開始しています。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じています。人権相談においては、人権擁護委員と連携し、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設しています。また、いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題への適切な対処のために、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。また、全国50の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設け、英語や中国語等の10言語による人権相談に2019（平成31）年4月から対応しています。高齢者をめぐる人権問題の解決を図る取組として、社会福祉事業者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、社会福祉施設において入所者やその家族のための特設の人権相談所を設置しています。

また、2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」では、相談体制の整備や充実を求めています。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、三重県人権センターに相談窓口を設け、さまざまな人権相談に応じ、相談者が抱える問題の解決を支援しています。それぞれの人権課題に関わる問題に対しては、児童相談所、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」、三重県障がい福祉課、三重県労働相談室等、各課題に対応した相談窓口を設けています。

「人権問題に関する三重県民意識調査」（2019（令和元）年度実施）で、人権の侵害を受けた経験と対応について聞いたところ、最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じた割合は11.2%で、理由は、「女性または男性であること」21.1%が最も多く、他には「障がい者」12.5%、「国籍、人種、民族」8.6%、「同和問題」5.5%、「性的指向・性自認」3.9%、「アイヌの人びと」2.3%などでした。また、人権侵害を受けたときの対応としては「相手に抗議した」が15.6%で、前回調査より13.3ポイント減りました。また、「何もせず、がまんした」は46.9%で、前回調査より8.7ポイント増えました。このことから、個別の人権問題についての相談機関をきめ細かく周知していくとともに、相談員の資質向上が必要です。また、あらゆる人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、国や市町などの行政の相談機関だけでなく、社会福祉関係団体やNPO等の民間の相談機関と連携強化に取り組み、地域における相談ネットワークをより充実させていく必要があります。

4 取組方向

1 相談窓口の広報と充実

① 相談内容に応じた相談窓口の充実と相談機関の連携強化

人権に関わるさまざまな相談に関して、適切な相談が受けられるよう、相談窓口の充実を図ります。また、相談者の相談に対し、迅速かつ適切な相談窓口対応ができるよう、各相談機関の連携を強化します。

② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

相談を必要とするすべての人の目に留まるよう、県の広報紙やホームページ等への掲載、ポスターやパンフレット等を活用し、各種相談機関に関する情報を提供します。

2 相談窓口機能の強化と支援体制の充実

① 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備

相談者の身近な地域において、気軽に相談できる環境整備に努めます。

② 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備

電話やファックス、電子メール等による相談、出張相談やSNSを活用した相談の実施等、各機関の対応状況をふまえつつ、相談者が利用しやすい方法で相談に応じられる体制整備を図ります。

③ 相談窓口の専門職員の確保・充実

各種専門相談窓口における専門職員の確保、充実を図ります。

④ 相談内容の検討(分析)によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり

人権相談事例の収集・蓄積から、相談内容の検討(分析)を行い、各種相談に対しより適切な対応ができる体制づくりに取り組みます。

3 相談員等の資質向上

① 相談員等の資質向上と専門性の確保

相談員等を対象とした研修を実施し、資質向上及び専門性の確保を図ります。

4 相談機関等相互の協働・連携の強化

① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築

県、国、市町の行政機関の連携を強化するほか、NPO等を交えた「相談員交流会」において情報交換を密にし、各種相談機関との連携を充実することにより、実効ある

相談、支援体制の構築に努めます。

② 相談ネットワークの構築と支援体制の構築

相談者の身近な地域での相談体制を充実していくため、相談ネットワークの構築を図ります。また、地域での対応が困難な相談に対して、広域的、専門的機能から補完・支援できる体制の構築を図ります。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



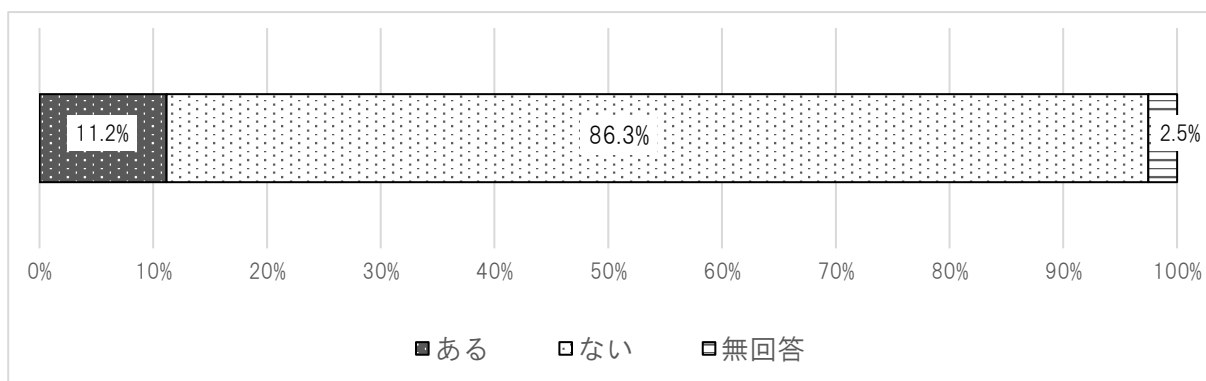
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

人権侵害を受けた被害者に対して、行政的、司法的な面から救済のための制度が整備され、幅広く周知されています。

県民一人ひとり、人権について正しい認識をもち、人権侵害が起こったときに、なすべき行動を知り、適切な対応が行われています。

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ 最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。



最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じた人は11.2%で、前回調査から大きな変化はみられませんでした。また、人権侵害を受けた時の対応を聞いたところ、最も多かったのが、「何もせず、がまんした」が46.9%で、前回調査より8.7ポイント増えました。他には、「家族や友人など身近な人に相談した」が36.7%などでした。

人権侵害を受けたときに相談できるさまざまな相談機関の周知や、相談員の資質向上のための取組が必要です。

2 国内外の状況

都府県と政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換や今日的課題についての研修や意見交換、国への要望活動を行うとともに、インターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

親の虐待によってかけがえのない子どもの命が失われるという痛ましい事件が相次いで発生したことから、親の子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化等を盛り込んだ

改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が、2019（令和元）年6月に成立しました。

職場での深刻なセクハラや性暴力を告発する「#MeToo」運動が世界的に広がっていることを背景に、国際労働機関（ILO）総会は2019（令和元）年6月、ハラスメント禁止条約を採択しました。この条約は、ハラスメント禁止を各国の国内法で義務付け、制裁を設ける内容であり、ハラスメントを巡る初の国際基準となります。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

人権が尊重される社会の実現のためには、あらゆる人権課題に対して迅速かつ的確に対応していくことが求められます。中でも、差別事象が発生した際には、被害者の心の状態に最も留意し、関係機関と連携しながら迅速な通報及び適切な対応が必要です。そのためには、三重県人権センターなどの相談しやすい相談窓口の整備と相談員の資質向上、人権侵害を受けた被害者の心のケアを図っていく必要があります。

性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、専門の相談員による電話相談や面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等、関係機関・団体と協力し、相談者の心身の早期回復などが図られるよう支援を行ってきました。引き続き、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及びスマートフォン等のサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行い、国等の関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行っています。また、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請などの演習を行い、協力者の養成に取り組みました。引き続き、インターネット上の差別事象の喫緊の課題に対応していく必要があります。

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進しました。

2012（平成24）年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会等、関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応しました。さらに、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む機運を高めました。

国の人権擁護機関においては、人権侵犯事件に対する調査や具体的な対応が行われていますが、県においては被害者救済の視点からの強制力のある制度的な手段を持っていません。このため、国に対して実効性ある人権救済制度の確立について継続して要望してきました。

4 取組方向

1 人権侵害に対応するための取組

① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり

さまざまな分野の人権問題に関わる人権侵害については、国、県、市町を中心とする関係機関が連携しながら、プライバシー等を考慮した情報共有、対応が図れる体制づくりを推進します。

② 差別事象・人権侵害に対する関係機関の連携した取組

差別事象・人権侵害についての「対応指針」を策定し、差別事象・人権侵害が発生した場合、国、県、市町、関係機関が連携しながら、迅速かつ的確な通報体制を整えるとともに、差別事象・人権侵害の発生に係る現場における的確な取組と、当該事象発生の原因、背景等を分析・検討し、今後の対応策を協議・検討します。また、差別的な落書きやインターネット上の書き込みなどについては、被害者の心理面も考慮し、関係機関や協力者と連携して対応します。

③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発

人権侵害を受けた被害者に対して、相談を通じて心のケアや支援を継続して行うとともに、相談に携わる職員の資質向上を図ります。さらに、関係者等への啓発を行い再発の防止に向けた取組を行います。

④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待等について、早期に発見し、緊急一時避難先を確保するなどの早期対応を推進するため、関係機関との連携強化を図ります。また、相談機能を強化し、被害者への心理的支援を行います。

⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと未然防止への取組

学校に、臨床心理等の専門的知識をもったスクールカウンセラーを配置し、教育相談活動等を行う中で、いじめ等の未然防止や早期発見に努めます。また、いじめ等の被害を受けた児童生徒に、心のケアや支援を行います。

⑥ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援

犯罪被害者等への各種相談やカウンセリング等、心のケアによる支援を行うとともに、経済的支援を行います。

⑦ インターネット等による差別表現の早期把握・削除と防止に向けた取組

インターネット上の三重県内における同和問題等に係る差別表現やSNS環境下の中で発生しているいじめ、個人への誹謗中傷による被害などの早期発見・削除により、被害の拡大防止に取り組むとともに、今後の取組及び啓発に生かします。また、講座

等を通じて、差別的な書き込み等を早期に発見し、学校や相談機関に通報できる協力者の養成を図ります。

⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり

各相談機関が相互に連携し、それぞれの専門性を発揮することにより救済を図ります。そのために、相談員の専門性・資質の向上を図るなど相談機能を強化するとともに、相談機関・団体等のネットワークづくりを進めます。

⑨ 人権救済制度の確立に向けた取組

国に対して、法的措置を含めた実効性のある人権救済制度の確立を求めます。人権救済制度が確立された場合、制度に沿った人権救済のための取組を推進します。

2 人権侵害への対応に関する啓発と広報

① 救済につながる相談窓口、制度の広報

人権侵害の現状把握、情報収集の結果をふまえ、県の広報誌やホームページ等への掲載、ポスター、パンフレット等を活用し、救済につながるさまざまな相談窓口や制度等を、適切に利用できるように県民への広報を進めます。

② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進

差別事象や人権侵害の再発防止に向けた啓発を、関係機関が連携を図りながら推進するとともに、人権侵害事案をもとに学ぶ啓発資料等を作成し、人権意識を高揚させ、差別事象や人権侵害を早期発見、早期対応ができるよう取り組みます。

③ 虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり

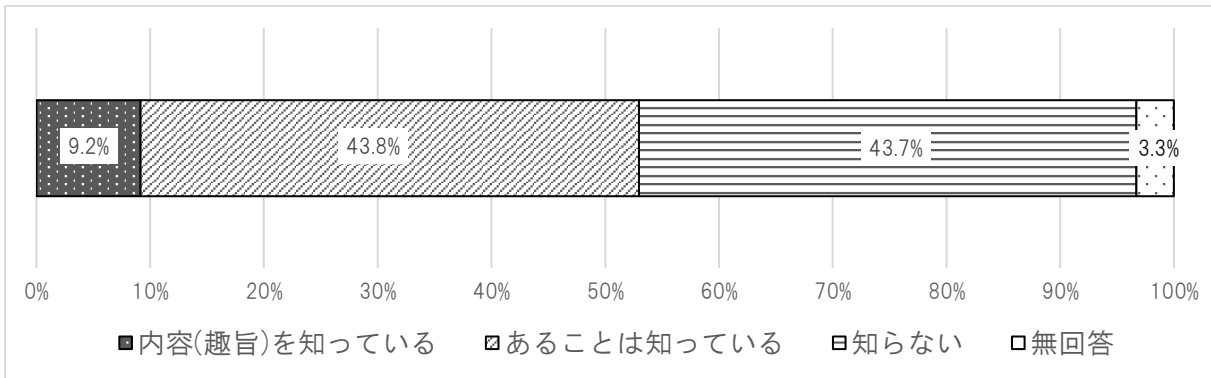
DVや児童虐待等に関する啓発を推進して、県民の虐待に対する意識の高まりにより、地域において虐待が早期に発見・通報される環境づくりを進めます。

(4) 施策分野4 人権課題のための施策

人権施策 401	同和問題
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】	
<p>【人権施策基本方針におけるめざす姿】</p> <p>これまでの同和問題の解決に向けた取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別撤廃に向けた取組が積極的に行われています。</p> <p>そして、不当な差別を許さない「人権が尊重される社会」を構築する主体として、地域が一体となり、住民自らが人権尊重のまちづくりを積極的に進めています。</p>	

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ あなたは、「部落差別解消推進法」を知っていますか。



「部落差別解消推進法」について、「内容(趣旨)を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると53.0%、「知らない」は43.7%でした。

2016(平成28)年12月に施行された同法は、現在もなお部落差別が存在することや、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることをふまえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざすものです。

法律の周知が啓発につながることから、引き続き、周知を行うとともに、相談体制の充実についても取り組む必要があります。

2 国内外の状況

2016(平成28)年12月に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別解消推進法」が施行されました。「部落差別解消推進法」が制定

された背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為の発生があります。それに対して、全国の関係自治体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」では、都府県市から削除対応の要請があったインターネット上の差別表現について、法務省への削除要請等を行っています。

法務省は、2019（平成31）年3月に、インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理についての考え方を整理するとともに、人権侵害を助長・誘発する危険性を認めるに至らない場合の取扱いを定めた「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を通知しました。それによると、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」（2004（平成16）年）における「不当な差別的言動」は、「特定の者」に対する差別的言動を削除要請等の対象としてきたものの、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（またはそのおそれがある）と認められるのであれば、救済を必要としているとの見解を示しました。

内閣府が2017（平成29）年10月に実施した「人権擁護に関する世論調査」で、「部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が40.1%で最も高く、次いで、「差別的な言動をされること」が27.9%、「身元調査をされること」が27.6%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が23.5%などの結果となりました。

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」を取り入れている市町村があります。

福岡県や奈良県では、「部落差別解消推進法」の施行後、独自の条例を制定しました。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、国や市町、関係機関等、さまざまな主体と協働し、県民の人権意識を高めるための教育や啓発活動に取り組んできました。とりわけ、同和問題が顕在化する場面については県内各地での啓発を進めてきました。

「人権問題に関する三重県民意識調査」（2019（令和元）年度実施）の結果では、偏見や差別意識は前回調査と比較して好ましい状況に向かっていると考えられるものの、依然として結婚や不動産取引時における差別意識が存在しているほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動やインターネット上での差別書き込み等も発生していることから、学校教育と社会教育が一体となった人権教育、職場等における人権研修や創意工夫を凝らした人権啓発に、より一層取り組む必要があります。

また、インターネット上に特定の地域を同和地区として書きこまれた情報が、結婚等の差別につながる事案も発生していることから、必要な法制度の整備を求めるとともに、モニタリングを実施し、早期発見による拡大防止や削除要請につなげる取組や、未然防止を目的とした教育、啓発活動の推進が必要となっています。

さらに、同和問題に関する誤った認識に乗じ、企業や行政機関等に高額な図書を売りつ

けるなどの不当な要求を行う「えせ同和行為」の根絶に向けた取組や、教育、就労等の課題への取組も必要です。

今後は、これまでの取組の成果を継承・発展させながら、「部落差別解消推進法」の趣旨や、地域の実情をふまえ、国、県、市町、関係機関等さまざまな主体が一層連携し、同和問題に関する差別意識の解消に向けた啓発・教育、相談体制の充実にかかる取組を進める必要があります。

4 取組方向

1 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

① 同和問題の解決に向けた正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動等の推進

同和問題を単に知識としてだけでなく、正しく理解し、認識を深めることにより、意識の変革が図られるとともに、差別の解消に向けた、地域、職場等での取組が促進されるよう、啓発活動等を推進します。また、マスメディアを活用し、全ての人の人権を尊重しあうような気運を高めるための効果的な啓発活動を展開します。

② 地域の実情に応じた啓発活動の展開

さまざまな主体と連携し、地域の実情に応じた啓発活動を推進することで、同和問題の解決に向けた理解や意識の変革につなげます。

③ 啓発を推進する人材への支援、人材の養成

企業、各種団体、地域のリーダー等、地域での活動に向けた研修を支援するとともに、行政職員の研修を実施します。

④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の促進

企業等に対して、就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考が図られるように働きかけるとともに、就職後においても個人の人権が尊重される職場環境の整備に向け、企業等での主体的な研修が行われるように促します。

⑤ 差別事象への対応と啓発への活用

同和問題に係る差別事象については、行政、関係機関等が連携し、解決に向けた取組を推進します。また、明らかになった問題点を今後の啓発に生かすように努めます。

⑥ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、国、県、市町、関係機関等が情報を共有し、対応や啓発等について協議しながら、連携して取り組みます。

2 同和問題の解決に向けた教育の推進

① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展

学校教育においては、子ども一人ひとりが同和問題の解決に向けた正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、人権教育の充実に努めます。

② 学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実

学校や地域で、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けた教育を推進するため、校種を越えた連携を進めるとともに、学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実に努めます。

③ 実践力の向上をめざした教職員や指導者の育成

学校における人権教育の推進状況等の実態把握を進めるとともに、教職員の積極的な姿勢の確立と実践力の向上をめざした研修の充実に努めます。

④ 社会教育における住民による主体的な学習支援

社会教育においては、住民一人ひとりが同和問題の解決に向けた正しい理解と認識を深め、人権意識を高められるよう支援します。

3 学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり

① 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組

就労の機会確保に向け、公正採用選考システムの確立が図られるよう、国が設置を促進している「公正採用選考人権啓発推進員」に対する研修等に取り組むとともに、採用後においても、個人の人権が尊重され安心して勤務できる環境整備を進めます。

また、就労促進等のための技能習得支援を進めるとともに、小規模事業者に対する経営指導により、経営の改善を図ります。

② 子どもの健全な育成のための取組

子どもの健全な育成及び配慮が必要な子育て家庭への支援のため、保育士の加配など保育内容の充実等を図ります。

4 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進

① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進

同和問題をはじめとする人権啓発を推進するため、隣保館が、地域社会全体の中で住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティーセンターとして十分機能が果たせるよう、隣保館が行う相談、広報・啓発、地域交流等の各種事業を促進します。

② 人権が尊重されるまちづくりへの取組の学習支援

一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの取組が促進されるよう、住民組織等の自主的な学習の支援を行います。

5 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進

三重県人権センターを拠点とした相談機関のネットワークの連携を推進し、人権問題に関する相談機能の充実を図ります。

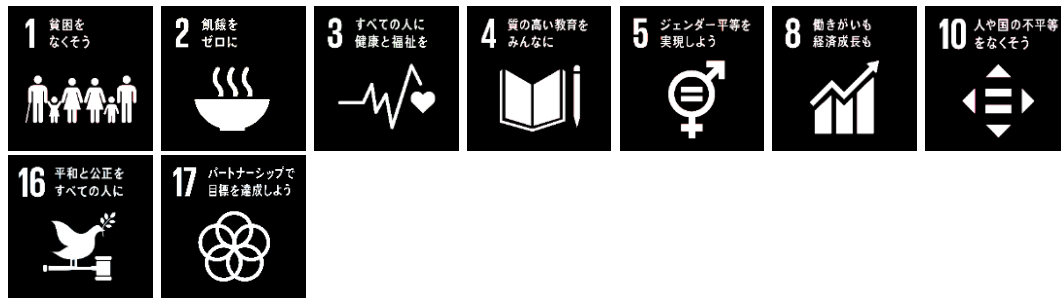
② 隣保館における相談活動等の支援

地域における相談体制等の強化を図るため、隣保館が行う生活相談、社会福祉等に関する総合的な活動の支援に努めます。

③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応

インターネットによる差別表現の広がりを防止するため、モニタリング活動に取り組み、把握した内容の分析を行うなど、インターネットの適正利用を促すための取組を進めます。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



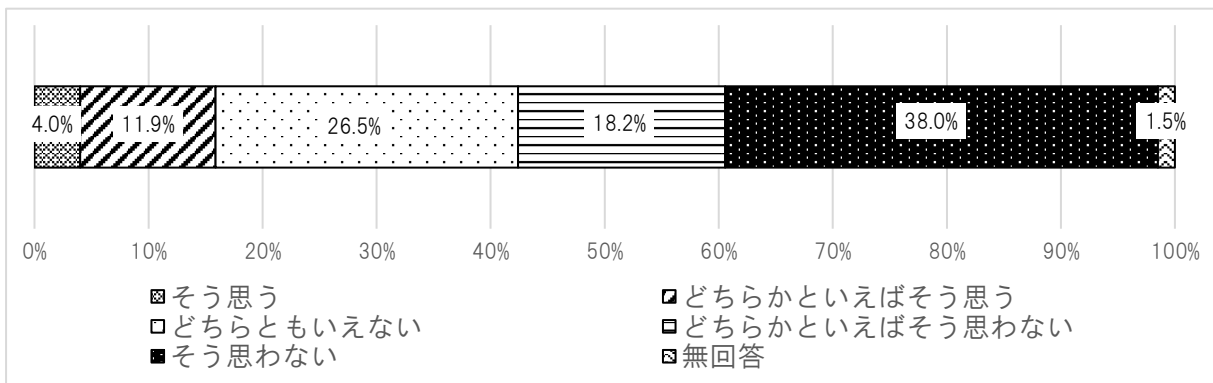
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

学校、家庭等、地域社会が連携を深め、子どもたちと共に学び、共に遊ぶ中で、全ての県民は子どもが権利の主体として尊重される存在であることを理解し、人権を擁護しています。

子どもが自らの意思が尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ 「子どものしつけのためには、体罰はやむを得ない」という意見をどう思いますか。



「子どものしつけのためには、体罰はやむを得ない」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると 15.9%、「どちらともいえない」が 11.9%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 56.2%となりました。

子どもを体罰や虐待等から守るとともに、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活が送れるよう、取り組んでいく必要があります。

2 国内外の状況

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」^{※1}が、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められ、1989(平成元)年の国連総会で採択、1990(平成2)年に発効

し、国は 1994（平成 6）年に批准しました。主に子どもの「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の 4 つの権利を保障するものとなっています。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った、2018（平成 30）年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は 72,940 件、いじめの認知件数は 543,933 件となっています。法務局が扱った人権侵犯事件においても、2018（平成 30）年には、学校におけるいじめ事案が 2,955 件、教育職員による体罰に関する事案が 263 件となっています。

2017（平成 29）年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、教育機会の確保等に関する施策の推進が求められています。

全国人権擁護委員連合会は、いじめの問題を抱える子どもたちや保護者が身近な相談相手として人権擁護委員をより多く活用するよう、2017（平成 29）年 7 月に「いじめ問題に関する再度の緊急メッセージ」を国民の皆さんに発信しました。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2018（平成 30）年度には 15 万件を超え、5 年前と比べて倍増しているとともに、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われています。また、2018（平成 30）年 3 月には、東京都目黒区で度重なる虐待を受けていた 5 歳児童が死亡し、児童の両親が逮捕された事件が発生しました。7 月には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととしました。

また、親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化等を盛り込んだ「児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法」が成立しました。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、子どもの育ちを支える地域づくりを進めるため、「三重県子ども条例」を制定し、さまざまな機会を通じてその普及啓発に取り組みました。2010（平成 22）年に策定した、「第 2 期三重県次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもや子育て家庭を支える地域社会づくりを推進してきました。また、少子化対策と子ども施策を総合的に推進する「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。

児童虐待相談への対応力を強化するため、三重県児童相談センターの組織体制の強化、児童相談所職員の増員、専門性向上のための研修の実施等に取り組みました。北勢地域での児童虐待相談に機動的に対応するため、2019（平成 31）年 4 月に鈴鹿児童相談所を設置しました。児童相談所における児童虐待への早期対応、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進してきました。加えて、若年層における児童虐待を未然に防止するために、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携した取組を行いました。

「三重県子どもの貧困対策計画」が最終年度を迎えることから、県内の貧困家庭等の実態を把握するとともに、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の意見等をふまえ、次期計画

(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)を策定します。また、引き続き同推進会議等を活用し、子どもの貧困対策に取り組む関係団体間での顔の見える関係づくりや連携強化を進めます。さらに、「三重こども食堂ネットワーク」が進める子ども食堂の充実に向けた取組に対し、引き続き支援していきます。

いじめから子どもを守り、学校や家庭、地域の皆さんとともに社会総がかりでいじめの防止に向けて取り組むために、「三重県いじめ防止条例」を2018(平成30)年4月に施行し、強化月間の取組やいじめの防止に向けた取組を進めてきました。SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)^{※2}を活用した相談窓口「子どもLINE相談みえ」を実施し、いじめに悩んでいる子どもたちに適切に対応してきました。また、いじめの未然防止を図り、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを進めるため、子どもたちの問題解決能力を育成する取組や、小・中学校等及び高等学校にスクールカウンセラー等を配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携してチームで学校を支援しました。

発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援します。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM(発達チェックリスト)と個別の指導計画」の導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、発達支援に関する研修会を開催するなど地域の医療機関とも連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。

これらの取組を地域社会全体で推進するため、市町や地域のさまざまな主体との連携をより強化していく必要があります。

4 取組方向

1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進

① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)を人権学習教材として活用し、4つの柱である「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」について、子ども、教育関係者、保護者等が共に学習する機会を設けます。

② 企業や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実

子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」の趣旨に沿って、子どもや子育て家庭を社会全体で支える機運の醸成、取組の促進に向けて、企業や団体などの様々な主体と連携し、協働して取り組みます。

③ 児童虐待に対する啓発活動の充実

児童虐待の早期発見・早期対応の取組を推進するためには、学校や医療機関、警察、市町等の関係機関との連携強化に加え、地域住民の理解と協力が不可欠です。「子どもを虐待から守る条例」に基づき、毎年11月の子ども虐待防止啓発月間を中心に、虐

待防止についての関心と理解を深める啓発を行います。

2 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進

① 「三重県教育ビジョン」、「三重県人権教育基本方針」等に基づいた人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進

人権問題を自らの課題としてとらえ、人権文化創造の主体となるための意欲や態度、技能を育て、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育みます。また、一人ひとりの自己実現につながる進路・学力保障に取り組みます。

② 三重県人権保育基本方針等に基づいた豊かな人間性が育まれるような保育の推進

一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれるよう「三重県人権保育基本方針」及び「三重県同和保育基本方針」に基づき人権課題に係る研修を行うとともに、家庭環境に配慮を要する児童が多い保育所に加配保育士を配置し、家庭訪問などきめ細かな保護者への指導援助を行い、人権保育を推進します。

③ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実

地域の関係者、家庭、学校との連携により発達障がいに対する理解促進を図ります。また、支援ツールを活用し発達障がい児の早期発見に努めるとともに、一人ひとりの児童に合った途切れのない支援を行います。

3 子どもの権利擁護の推進

① 家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化及び相談体制のネットワーク化に向けた取組

家庭や地域住民と学校、児童相談所、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣を行い、学校、児童相談所、児童養護施設、医療機関、警察等による相談体制のネットワーク化を図り、児童虐待や貧困、いじめなどのさまざまな生活背景を持つ子ども一人ひとりの課題に対応します。また、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、小中学校の連携による魅力ある学校づくりの研究を進めます。

② いじめをなくす取組

いじめ等の子どもの人権に関わる問題を解決するため、個性や差異を尊重する意識や態度の育成をめざす学習を進めます。また、いじめ実態調査等をもとに現状を把握し、早期に対応していくことにより、被害児童生徒のケアとともに加害児童生徒への適切な指導及び支援を行い、再発防止に取り組みます。

③ 児童虐待防止と社会的養育の推進

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子

どもの人権が守られる相談体制の充実に取り組みます。また、思春期から性に関する正しい知識の普及等を行うとともに、計画していない妊娠等悩みを抱える若年層が相談しやすい体制整備を進め、児童虐待の未然防止を図ります。

さらに、被虐待児童等社会的養育を必要とする子どもが、「三重県社会的養育推進計画」(2020(令和2)年度～2029(令和11)年度)に基づき、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や小規模グループケア化の推進を図るとともに、家族再生・自立支援に取り組みます。

4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進

子育ての悩みについての相談窓口を整備充実するとともに、学校や地域が共に子育てを支えるための施策を一層進めます。また、地域や企業、団体等、様々な主体と連携し、子育て家庭の支援を行います。

② 子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進

子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境やインターネットを通じてトラブルに巻き込まれることから子どもを保護し、健全な育成を図るため、青少年健全育成条例に基づき、立入調査活動や携帯電話・インターネットの適正な利用やフィルタリング導入の必要性について啓発を行います。

③ インターネット上の人権侵害への取組の充実

児童生徒にインターネットに関するメディア・リテラシーや情報モラルに関する教育を推進するとともに、インターネット上の人権侵害、誹謗中傷等の書き込みに係る問題解決に向けた体制づくりに取り組みます。

④ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実

地域社会の中で、子どもがさまざまな体験を通じて、幅広い人間性や自身の将来を切り拓く力を身に付けていける機会の提供を支援します。

⑤ 子どもの貧困^{※3}対策

SDGsが掲げる目標の一つである「1 貧困をなくそう」に関連して、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られるよう、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)に基づき取り組みます。

※1 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。1989(平成元)年の国連総会で採択され、1990(平成2)

年に発効されました。日本は1994（平成6）年に批准しました。主に子どもの「生きる権利（健康・医療への権利など）」、「守られる権利（虐待・放任からの保護、経済的搾取・有害な労働からの保護、障害のある子どもの権利保障、少数民族・先住民の子どもの権利保障など）」、「育つ権利（教育を受ける権利、休み遊ぶ権利、思想・良心・宗教の自由など）」、「参加する権利（意見を表す権利、表現の自由、結社・集会の自由など）」の4つの権利を保障するものとなっています。

※2 SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できる Web サイトの会員制サービスのことです。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしています。

※3 子どもの貧困 「三重県子どもの貧困対策計画」では、子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



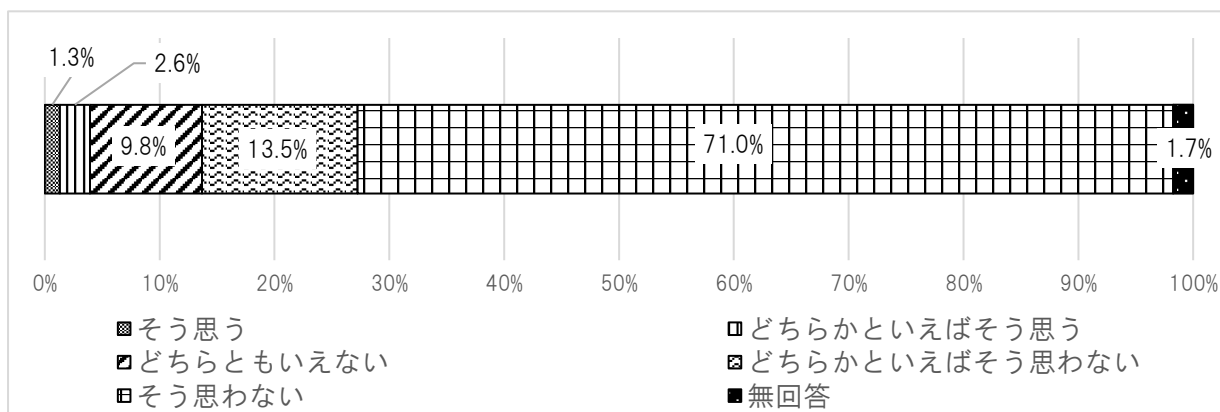
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県民一人ひとりが、個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を十分に発揮することができる機会が確保され、生き方や価値観等をお互いに尊重しあいながら、社会の対等な構成員として、あらゆる分野でともに参画しています。

性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透し、女性に対するあらゆる暴力が根絶されています。また、被害者に対する相談・支援体制が整備され、女性が暴力から守られています。

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ 「子育ての期間は、母親だけが育児に専念すべきだ」という意見についてどう思いますか。



「子育ての期間は、母親だけが育児に専念すべきだ」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると 3.9%、「どちらともいえない」は 9.8%でした。また、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 84.5%で、2012（平成 24）年度の前回調査より 50.5 ポイント増えました。

今後も、性別による固定的役割分担意識をなくすとともに、生き方や価値観等をお互いに尊重しあいながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されるよう、さまざまな分野で取組を継続する必要があります。

2 国内外の状況

日本国憲法では、両性の本質的平等が明記されており、「雇用の分野における男女の均等

な機会及び待遇の確保等に関する法律」をはじめとするさまざまな法整備が進んでいます。しかし、現実には「固定的性別役割分担意識」が社会に残っています。また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等(いわゆるマタニティハラスメント等)の問題も多く発生しています。

2018(平成30)年5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とし、基本原則、国や地方公共団体、政党等の責務など、基本的施策を定めています。

また、内閣府は、2018(平成30)年12月に「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」を公表しました。それによると、第4次男女共同参画基本計画における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する52の目標項目で、前回公表時以降に最新値が更新された45目標項目のうち40項目で数値が改善したことが報告されています。

2019(令和元)年6月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大するとともに、女性の活躍に関する情報公表が強化されます。また、労働施策総合推進法等も併せて改正され、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

法務局が2018(平成30)年に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件は、女性に対する暴行・虐待に関して「夫の妻に対するもの」は944件でした。また、性差別に起因する人権侵害の専用相談電話「女性の人権ホットライン」に寄せられた相談は、暴行・虐待1,006件、セクハラ・ストーカー除く強制・強要839件、セクハラ496件、ストーカー395件でした。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県民一人ひとりが性別に関わらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や実践型・課題解決型の講座実施等を通して、男女共同参画意識の啓発を行ってきました。性別による固定的役割分担意識の是正のため、引き続き啓発等に取り組む必要があります。

女性に対する暴力に関しては、ストーカー行為やDVに関する法律が制定されるなどの法整備がなされ、県においても「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、相談体制の整備、被害者の保護や自立支援等の取組を進めてきました。近年、交際相手からの暴力(デートDV^{*1})が若年層において発生しており、高校生等への啓発を行っていく必要があります。

また、性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、専門の相談員による電話相談や面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等、関係機関・団体と連携し、相談者の心身の早期回復などが図られるよう支援を行ってきました。引き

続き、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

4 取組方向

1 女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進

① 女性の政策・方針決定過程への参画

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程へ共に参画し、責任を担う社会づくりを推進します。県では審議会等の女性委員の割合を高めるよう取り組みます。

② 市町、民間企業、団体等における女性の参画に向けた啓発の支援

市町や民間企業、団体等においても政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけや支援を行います。

③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援

農林水産業や商工業等における方針決定の場への女性の参画を進めるため、地域社会での一層の理解促進を図ります。また、女性リーダーの育成や能力向上に向けた支援を行います。

④ 女性の就労支援の推進

働く意欲のある女性の就労を支援するため、県内各地域においてセミナー等による女性の社会参画支援に関する情報提供や就労支援相談等を実施します。

2 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進

社会に根強く残っている「男は仕事、女は家庭」という考え方等の、性別による固定的な役割分担意識を是正し、家庭、地域、職場等で男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直しを促すため、啓発・広報活動を充実します。

② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実

性別による固定的な役割分担意識を是正し、人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域等のあらゆる分野において、生涯を通じて、男女共同参画を推進する教育・学習を充実します。

3 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

① 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進

働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、次世代育成支援等の取組を促進します。

② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進

雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法に関する普及啓発を行うとともに、男女共同参画を進めている企業等を表彰するなど、企業の取組促進を図り、雇用の場における女性の参画及び活躍を促進します。

③ 育児・介護期の労働者に対する支援

男女が共に育児・介護休業制度を活用できるよう、制度定着に向けた啓発を進めます。育児・介護等の理由による離職者には、再就職にあたって総合的な支援を行います。また、多様なニーズに応じた子育てや介護の支援を充実します。

④ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進

農林水産業については、6次産業化等による女性起業支援等の女性農業者の能力開発と、若者が農業参入して、家事・育児をしながら働きやすい環境づくりのためのワークショップ等の取組を通じて、女性の経営参画を促進します。

また、商工業については、商工団体の女性部等への活動支援を通じて、女性の経営参画を促進します。

⑤ 性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組

思春期の子どもたちを含めた若い世代から自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発を行うとともに、安心して安全に子どもを生み育てることができるよう健康対策を充実します。

4 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実

性犯罪、売買春、DV、セクシュアル・ハラスメント等の身体的、性的、心理的なものを含むあらゆる暴力から女性を守るために、三重県配偶者暴力相談支援センター（三重県女性相談所）、警察、国、県、市の福祉事務所等の行政機関、司法、女性の保護・支援にあたる社会福祉施設等の関係機関が情報共有を行い、相談支援体制の充実を図ります。

② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組

DVをはじめとする女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成を図るとともに、こうした暴力が人権侵害であるとの認識を普及するための啓発を行います。また、若

年層の暴力を防止することが、将来的なDVの未然予防にもつながると考えられることから、デートDV防止のための啓発等を推進します。

③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進

三重県配偶者暴力相談支援センター（三重県女性相談所）をはじめ保健・福祉・医療・警察・NPO等の関係機関相互の連携を強化しながら、相談や心理的支援、被害者等への自立支援を行い、必要に応じて一時保護や施設入所等の支援を行います。また、被害者の子どもの支援にも努めます。

④ 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

人権尊重や男女共同参画を推進する視点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等の防止に向けた取組を推進します。

※1 デートDV 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」が配偶者や同居のパートナーからの身体的・心理的暴力等をさすのに対し、「デートDV」は主として若年層における交際相手からの暴力等をいいます。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力があります。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



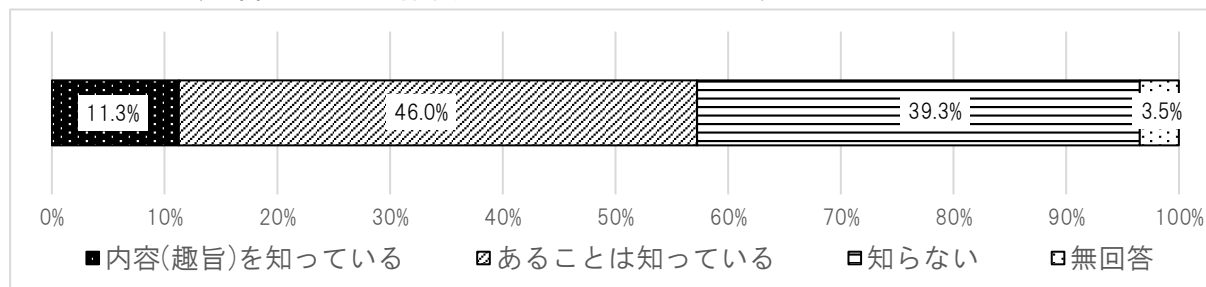
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

障がいのある人もない人も同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、障がいのある人自らが生きていくことに誇りを持ち、夢や希望を抱くことができる社会、地域でともに暮らす共生社会が実現しています。

また、住み慣れた地域で自分らしく豊かに暮らしたい、働きたいと願う障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを身近に受けられる環境のもと、地域の中で社会参加、参画しながら、いきいきとした生活を送っています。

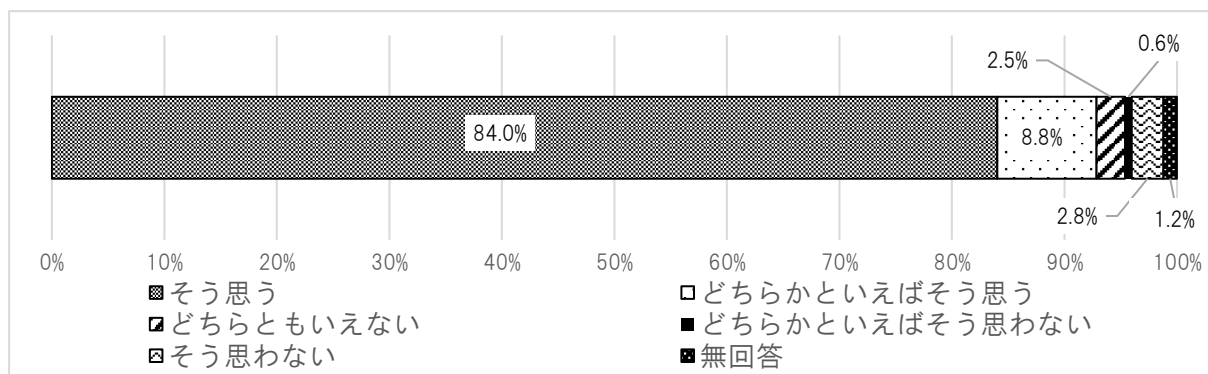
1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。



「障害者差別解消法」は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016（平成 28）年に施行されました。同法について、「内容（趣旨）を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると 57.3%、「知らない」は 39.3%でした。

■ 「障がい児・者に対する虐待は許されない」という意見について、どう思いますか。



「障がい児・者に対する虐待は許されない」という意見に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると 92.8%、「どちらともいえない」が 2.5%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせると 3.4%となりました。

今後も、障がいのある人に対する理解を深める取組や啓発活動を推進するとともに、障がいのある人の社会参加、参画の環境づくりや権利擁護の推進、地域生活への移行と地域生活の支援、特別支援教育の推進に取り組む必要があります。

2 国内外の状況

国は、2011（平成 23）年に「障害者基本法」を改正するとともに、2012（平成 24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を、2013（平成 25）年に「障害者差別解消法（2016（平成 28）年施行）」をそれぞれ成立させ、2014（平成 26）年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。

2013（平成 25）年に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、2018（平成 30）年 4 月から精神障がい者を雇用することが企業等に義務付けられました。これをふまえ厚生労働省は、2017（平成 29）年 5 月、民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率を、2018（平成 30）年 4 月に 2.0%から 2.2%に引き上げることを決めました。しかし、同年 8 月には、中央省庁や地方公共団体において雇用する障がい者数にかかる問題が発覚しました。

2017（平成 29）年に内閣府が行った、「人権擁護に関する世論調査」で、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」を挙げた人の割合が 51.1%と最も高く、また、「障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合が 49.9%、次いで「差別的な言動をされること」が 48.7%という結果となりました。

厚生労働省は、2018（平成 30）年 12 月に、2017（平成 29）年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）を公表しました。それによると、養護者による障害者虐待の相談・通報は 4,649 件、障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報は 2,374 件でした。

2019（平成 31）年 4 月、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対す

る一時金の支給等に関する法律」が施行されました。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念とした、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づいて、障がい者の雇用促進や、権利の擁護、地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組等、総合的かつ計画的に施策を展開しています。

県内の障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用への理解促進、雇用支援制度の周知、障がい者の職場定着の推進に向けた支援、障がい者雇用促進に係る課題への対応策の検討に取り組んできました。引き続き、ステップアップカフェ^{※1}を活用した障がい者雇用への理解促進を図るとともに、一般就労を希望する障がい者等を対象とした職業訓練などに取り組んでいく必要があります。

2018（平成 29）年3月に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行ってきました。引き続き手話を使いやすい環境の整備を進めることが必要です。

また、障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催してきました。また、さまざまな機会をとらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組んできました。三重とこわか大会に向けて、引き続き選手や競技団体の育成、練習環境の整備を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組んでいく必要があります。

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の普及啓発を進めるとともに、相談員の配置及び諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めてきました。今後も障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めるとともに、相談事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会における情報共有や検証の取組を進めることが必要です。

より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的・広域的な相談支援により、障がい児・者の地域での生活を支援しました。引き続き、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援専門員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上を図る必要があります。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の成立を受け、専用相談電話を設置しました。

4 取組方向

1 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進

① 障がいのある人に対する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進

障がいのある人に対する理解および社会的障壁の除去の重要性に対する理解や障がいのある人自らの権利等、障がいのある人の人権についての理解を促進するとともに障がいを理由とする差別の解消を図るため、市町や関係団体と連携し、各種広報や、広く一般県民や事業者等を対象とした啓発イベント等の実施、地域の集会に出向いての説明等、さまざまな機会を利用して、県民意識の向上を図るための普及・啓発活動を進めます。

また、精神障がいに対する誤解や偏見が、精神障がいのある人の社会での自立や就労の促進、福祉サービスの充実等を進める上での大きな阻害要因となっていることから、県民に対する正しい知識を普及するとともに、精神障がいのある人と地域住民との交流等を通じて啓発に努めます。

② 障がいに関する人権教育等の推進

これからの社会を担う子どもたちが、障がいに関する理解を深められるように、学校において障がいの社会モデルの考え方に関する学習や障がい者の人権に係わる問題の解決について考える取組等を進めます。

また、障がいのある児童生徒に開かれた学校となるように、環境の整備を進めます。

2 障がい者の社会参加、参画の環境づくり

① 障がいのある人の社会参加が促進される基盤づくり

障がいのある人がさまざまな社会活動に参加できるよう、社会参加の促進に向け、その障壁を取り除くため、障がいの状態や特性に応じた情報・コミュニケーション支援や、施設や公共交通等におけるバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

また、障がいのある人がいきいきと充実した生活を送れるよう、スポーツ・文化活動への参加機会の充実、確保に取り組みます。

② 障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現

障がいのある人の働く意欲や能力、適性に応じた就労の場を確保し、障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現をめざします。また、障がい者の就労への理解の促進、実習訓練や職場実習の機会の確保、福祉的就労に加え、多様な働き方による一般就労への移行支援、職場における合理的配慮の周知等職場定着に向けた支援の取組を進めます。

3 障がい者の権利擁護の推進

① 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別を解消するため、行政職員等の対応要領を定め、行政サービス等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組むとともに、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および「障害者差別解消法」の普及・啓発を進め、各省庁が策定する事業者向けガイドラインなどにより、民間事業者の取組を促進します。また、国、県、市町の相談窓口において、障がい者等からの差別に関する相談に的確に応じるとともに、「三重県障がい者差別解消支援協議会」および「三重県障がい者差別解消調整委員会」を設置し、関係機関の連携によるネットワークの構築、紛争の防止や解決を図るための体制整備に取り組みます。

② 障がい者虐待の防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。

③ 権利擁護のための体制の充実

成年後見制度^{*2}の利用が必要であるにも関わらず、さまざまな理由で利用できない障がい者等を支援し、地域で安心して生活が送れるよう、行政職員等を対象に、成年後見制度の利用促進に関する研修等を実施します。

4 地域生活への移行と地域生活の支援

① 地域生活への移行と地域生活の支援

福祉施設入所者や長期入院精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わりの確保に取り組めます。また、障がい児・者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、グループホーム^{*3}等の居住の場や日中活動の場の確保、地域生活を支える福祉サービスの充実等、一人ひとりの障がいの状態に応じた支援体制の構築に取り組めます。

② 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

障がい児・者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスをはじめとするサービスの適切な利用を支えるとともに、障がい児・者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制を整備します。

5 インクルーシブ教育システム^{※4}の構築のための特別支援教育の推進

① 障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進

幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校^{※5}間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、「パーソナルファイル」の活用を促進するとともに、支援体制の充実を図ります。

② 特別支援学校のキャリア教育の推進

特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。

③ 交流及び共同学習の推進

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶ場面として、交流及び共同学習を進め相互理解を図ります。

※1 ステップアップカフェ 障がい者が一般就労に向けてステップアップできる実習や訓練の場となるとともに、障がい者がいきいきと働く姿を発信し、企業や県民の理解を深めていくことをめざし、県が関係機関と連携し設置したカフェです。運営は県が公募により選定した民間事業者が担います。

※2 成年後見制度 知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について、家庭裁判所に選任された援助者が契約の締結等を本人の代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるなど、これらの人を不利益から守ることが出来ます。

※3 グループホーム 障がい者が共同生活を営むべき住宅やアパート等において、主として夜間や休日に相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を受けられる住居です。

※4 インクルーシブ教育システム 2014（平成 26）年に、日本が批准した障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。（中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より）

※5 特別支援学校 特別支援学校は、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としており、対象となっている5種類

の障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）及びこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校です。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

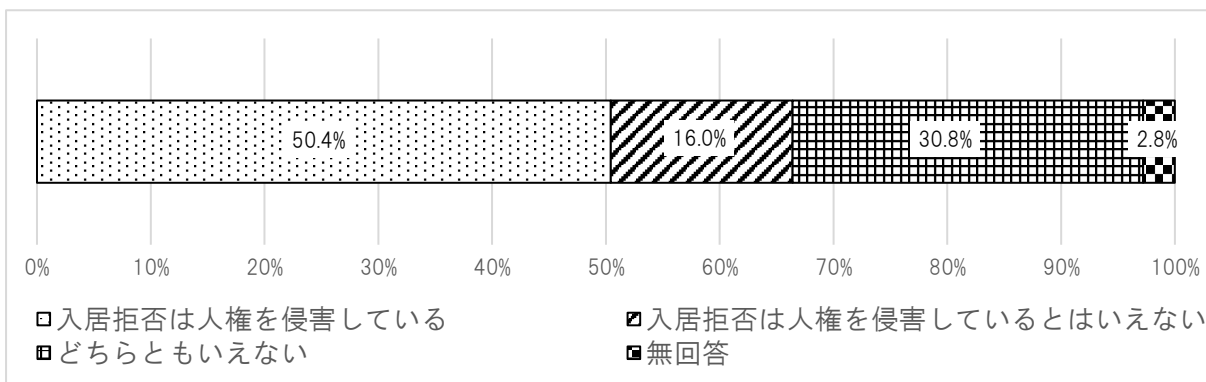
家庭や地域社会においては、高齢者との交流の場を大切に、一人ひとりが、人生の最期まで個人として尊重され、生きていることの尊さを共感しあい、互いを認めあう人間関係ができています。

そして、全ての人々が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解しています。

また、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ 家主が賃貸マンションを高齢者であることを理由に貸すことを断ること(入居拒否)について、あなたはどのように思いますか。



家主が賃貸マンションを高齢者であることを理由に貸すことを断ることについて、「入居拒否は人権を侵害している」が 50.4%、「入居拒否は人権を侵害しているとはいえない」が 16.0%、「どちらともいえない」が 30.8%となりました。

今後も、高齢者の人権に配慮した社会環境の整備をはじめ、さまざまな取組が必要です。

2 国内外の状況

政府は、2018（平成 30）年 2 月に新たな高齢社会対策大綱を決定しました。大綱では、「全ての年代の人々が希望に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す」、「人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る」、「技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する」ことを柱に高齢社会対策を進めることとしています。

また、2019（令和元）年6月には認知症施策推進大綱を決定しました。大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしています。

厚生労働省は2019（平成31）年3月に、2017（平成29）年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表しました。それによると、養介護施設従事者等による相談・通報件数は1,898件、養護者による相談・通報件数30,040件でした。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

SDGsの目標の一つである「3 すべての人に健康と福祉を」をふまえ、高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる三重をめざし、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき取組を進めるとともに、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する取組を支援していく必要があります。

高齢社会を迎えている今、高齢者が地域の担い手として活躍することにより、地域の支え合いが推進されることや、社会の中で役割を持ち、生きがいを感じることで、自らの介護予防にもつなげていくこと等に期待が寄せられています。

一方、少子・高齢化に加え、核家族化等によって、家族だけで高齢者の介護等を担うことが困難となっていることから、さまざまな主体による日常的な支え合い活動を促進していくことが必要となっています。

認知症高齢者については、今後増加し続けると推計されており、認知症の早期発見・早期診断と適切なサービスが提供され、みんなで認知症の人とその家族を支え、見守るとともに、認知症の人の社会参加、参画を促進し、共に生きる地域を築いていくことが必要となっています。

4 取組方向

1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流

① 老いや介護に関する正しい理解の普及

家庭や地域社会において、福祉関係団体等との連携を図りつつ、高齢者と若い世代との交流を深めて、老いや介護に関する正しい理解の普及や相互扶助の意識の醸成に取り組めます。また、学校においても、交流活動等を通じて、高齢者に対する理解を深めます。

② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備

高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと生活できるよう、文化、スポーツ、地

域活動等多様な活動への参加を支援し、高齢者の社会参加、参画を推進していきます。

さらに、高齢者が安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等におけるバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。

③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

高齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応し、多様な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの機能拡充に向けた支援を行います。

2 高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進

① 介護保険サービス提供基盤の整備の推進

施設サービスを必要とする方ができるだけ円滑に入所できるよう、市町と連携しながら、特別養護老人ホーム等の整備を進めます。

3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

① 質の高い介護サービス提供への取組

福祉サービスの利用者が質の高いサービスを適切に選択できるよう、事業者支援、情報公表、事故対応、適正化事業を推進します。

② 福祉人材の安定的確保

福祉・介護現場における必要な人材の確保を図るため、求人と求職のマッチング支援等に取り組むとともに、就労を希望する者等に対する研修機会を提供し、人材の育成と就労、定着を支援します。

③ 地域包括ケアの推進

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

また、高齢者が健やかで心豊かに生活できるよう、健康づくりに携わるさまざまな関係者と連携して、健康づくりのための環境整備に取り組みます。

4 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

① 高齢者虐待の防止と適切な対応

高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者に対する迅速かつ適切な支援を行うため、市町をはじめ関係機関との連携の強化等に取り組みます。また、市町等の関係職員を対象とした研修会等を開催し、高齢者虐待についての正しい知識や対応についての普及啓発に取り組むとともに、地域での見守りや高齢者虐待の早期発見につなげるため

の仕組みづくりを支援します。

② 認知症総合対策の推進

認知症の人と家族が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、認知症の人の思いや支援ニーズを的確に把握し、気持ちに寄り添う支援を提供していきます。また、医療、介護、地域の多様な人的資源・社会資源がつながり合い、認知症の初期から切れ目なく、認知症の人と家族を支えるための総合的な対策を進めていきます。さらに、若年性認知症について、一人ひとりの状態に応じた適切な支援を提供していきます。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



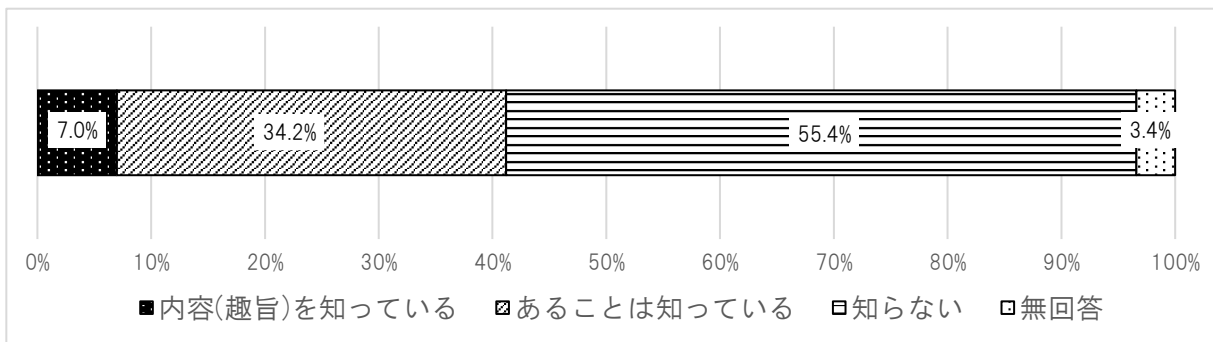
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

外国人住民が、教育、医療、就労等の生活面に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観等が尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

日本人も外国人住民等も、文化や習慣、価値観の違い等の文化的背景の多様性を互いに認めあい、共に地域社会の一員として尊敬し、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。

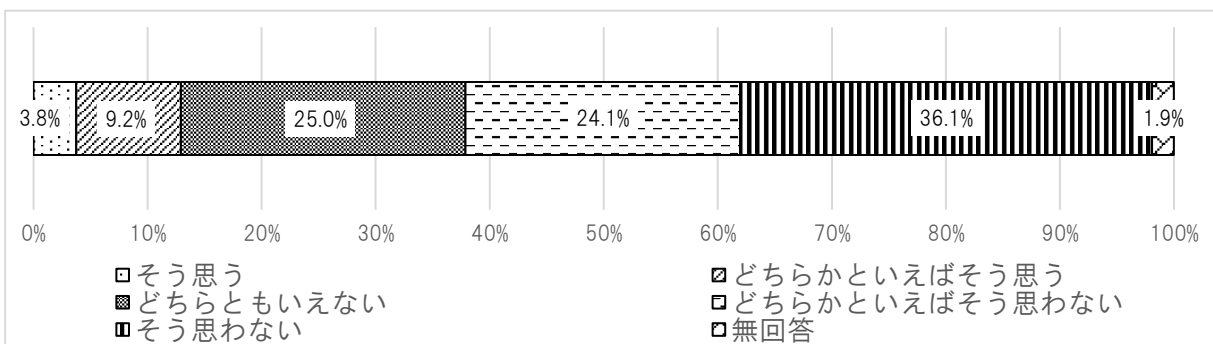
1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ あなたは、「ヘイトスピーチ解消法」を知っていますか。



「ヘイトスピーチ解消法」について、「内容(趣旨)を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると41.2%、「知らない」は55.4%でした。

■ 「外国人が仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない」と意見をどう思いますか。



「外国人が仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない」という意見に対し、「そう思

う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると 13.0%、「どちらともいえない」が 25.0%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 60.2%となりました。

今後も、外国人の権利擁護と、相互理解のための教育・啓発の推進に取り組む必要があります。

2 国内外の状況

2018（平成 30）年末の在留外国人数は、約 273 万人で、前年末に比べ約 17 万人増加し、過去最高となりました。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐってさまざまな人権問題が発生しており、2018（平成 29）年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」の結果でも、「日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を挙げた人の割合が 41.3%と最も高くなっています。

2016（平成 28）年 6 月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

2018（平成 30）年 12 月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布されました（一部の規定を除き、2019（平成 31）年 4 月施行）。この改正法は、在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容としています。

2017（平成 29）年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が、また、2019（令和元）年 6 月には、日本で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」がそれぞれ施行され、適切な取組が求められています。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組みました。また、外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報を多言語ホームページで提供しました。今後は、新たな在留資格の創設など多文化共生をめぐる社会情勢の大きな変化をふまえた対応が必要となっています。

外国人労働者の大量離職など、地域における外国人労働者の雇用等に関する諸課題について、国と県が連携し、情報共有及び課題解決の方策検討を行い、必要な対策を講じていくことを目的に、国・県による連絡会議を新たに設置しました。

外国人住民の生活上のさまざまな相談に対応する窓口「みえ外国人相談サポートセンタ

ー (M i e C o)」を設置するとともに、広域で解決すべき、医療通訳の育成や防災意識の向上、消費者被害の防止等について、市町やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に取り組みました。

外国人児童生徒に対しては、就学状況の把握に取り組むとともに、初期の適応指導や市町が設置する日本語指導が必要な子どものための初期適応指導教室等の取組への支援を行いました。

外国人住民が増加傾向にあり、教育、医療、就労、防災等のさまざまな場面で課題が複雑化・多様化しています。外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするためには、外国人住民が抱える課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。また、外国人児童生徒への日本語指導や学習支援の充実が必要です。

さらに、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨をふまえ、ヘイトスピーチが許されないものであることを周知するなど啓発を行ってきました。「人権問題に関する三重県民意識調査」(2019(令和元)年度実施)で、ヘイトスピーチについての考えを聞いたところ、「人権を侵害しており、許されないことだ」が69.4%となりました。しかし、「表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ」が18.2%、「ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ」が6.6%であったことから、引き続き、県ホームページや人権啓発イベントなど、さまざまな機会をとらえて、啓発を行っていく必要があります。

4	取組方向
----------	-------------

1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

① 多文化共生への環境づくり

SDGsの目標の一つである、「4 質の高い教育をみんなに」の理念をふまえ、国籍や民族等の異なる人びとが、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現や外国人を受け入れていく意識の醸成を図るために、さまざまな機会を利用した教育及び啓発、体制整備等を行います。

また、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」^{※1}の普及に向けて、東海3県1市と地元経済団体等と連携して取り組みます。

② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進

学校や職場等の社会のさまざまな場面において多様な文化や価値観が尊重されるよう、人権感覚の涵養等、国際理解教育及び国際理解等に関する啓発を一層進めます。

また、ヘイトスピーチについては、国や、デモや街宣が行われている自治体の取組状況等を参考にしながら、外国人差別を解消する取組を通じて、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めます。

③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進

外国人住民が、日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景、現状等について

での学習・啓発を進めます。

2 文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

① 外国人労働者の相談窓口の充実

外国人労働者に対する相談体制を充実し、労働に関するトラブルの未然防止に努めるとともに、労働委員会等のあっせんを紹介するなど、外国人労働者からの相談に対応します。

② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備

外国人住民が地域で安心して生活するためには、疾病等の予防とともに、円滑に医療を受けられる環境の整備や保育所等福祉施設における利用しやすい環境の整備が重要です。そのため、保健、医療、医療保険、医療通訳、福祉等の制度や仕組みを周知するとともに、市町・NPO等と連携して保育所等の利用促進に取り組むなど、外国人住民が利用しやすい環境づくりを促進します。

③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実

多言語による生活情報をインターネット上に掲示するなど、外国人住民が地域で安心して生活できるよう情報提供の充実を図ります。また、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において外国人住民のさまざまな相談に対応します。さらに、外国人住民と日本人住民とのコミュニケーションの促進を図るため、日本語学習機会の提供や、必要な情報をわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図ります。

④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援

外国人住民を含む高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅の確保に特に配慮を要する人たち（住宅確保要配慮者）への居住支援活動を行っている三重県居住支援連絡会（不動産関係団体、社会福祉協議会、NPO、市、県で構成）では、住居確保のための情報提供等に引き続き取り組みます。また、外国人住民が、地域の生活ルールを学ぶ機会を増やし、地域住民との相互理解が促進されるよう働きかけます。

⑤ 外国人住民への防災に関する支援

災害発生時に備えて、外国人住民への防災啓発や災害情報伝達体制の整備、被災した外国人住民を支援するボランティアの育成等の支援を行います。

⑥ ヘイトスピーチのない社会の実現に向けた取組

ヘイトスピーチのない社会の実現に向けて、国に対して取組の充実強化の要請を行うとともに、国や他自治体の動向を注視しつつ、必要な取組についての研究を行います。

3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 外国人住民による行政への参画の促進

「三重県多文化共生推進会議」及び「三重県外国人住民会議」を開催し、外国人住民の意見を行政に反映させていきます。

② 外国人児童生徒への教育支援

市町教育委員会や学校等と連携して、初期適応指導の充実を図ります。また、外国人児童生徒が在籍する学校等への外国人児童生徒巡回相談員等の派遣や、電話等による教育相談などの支援を引き続き行います。さらに、外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。加えて、「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」（多言語による職業案内）や先輩たちのメッセージを紹介する「キャリアガイドDVD」を活用し、外国人児童生徒の進路支援を行います。

③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実

外国人児童生徒への日本語指導や国際理解教育等に関する学習内容・指導方法の充実に努めます。

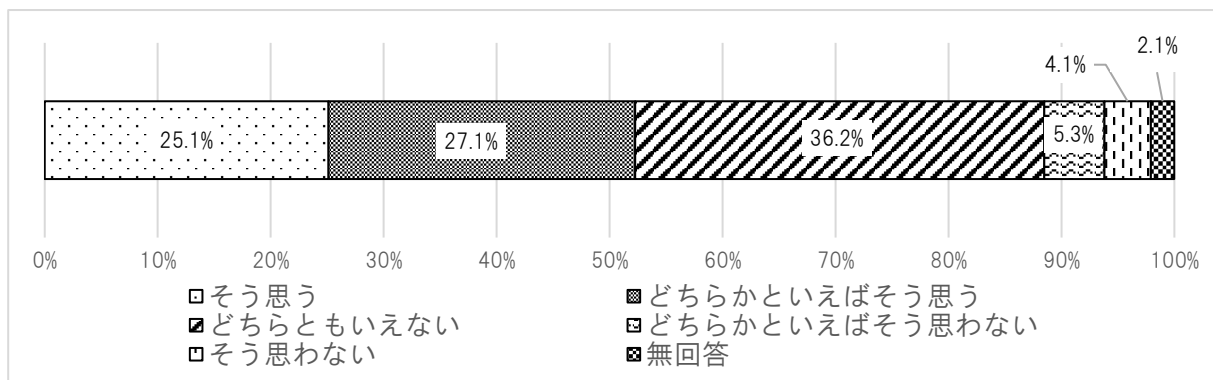
注 外国人に関する表記について 「外国人住民」、「外国人児童生徒」という言葉は、本来外国籍の住民等を意味しますが、本行動プランでは日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある住民や児童生徒も含めて使用しています。

※1 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章 東海地域（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）の経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでもらうとともに、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備等にも自主的に取り組んでいただく契機とするため、東海3県1市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）は地元経済団体の協力を得て、2008（平成20）年1月に策定しました。

人権施策 407	患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】	
【人権施策基本方針におけるめざす姿】	
<p>医療現場において、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われています。県民が病気について正しく理解し、患者（元患者）の人権が尊重されています。患者（元患者）への支援体制が整備され、患者（元患者）が安心した生活を送っています。</p>	

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ 「私は友人がHIVに感染していることがわかった場合、これまでと同じようにつき合っていける」という意見をどう思いますか。



「私は友人がHIVに感染していることがわかった場合、これまでと同じようにつき合っていける」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると52.2%、「どちらともいえない」が36.2%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると9.4%となりました。

今後も、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進や患者本位の医療体制づくり、医療・生活支援体制の充実に取り組む必要があります。

2 国内外の状況

法務省や厚生労働省では、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者等の方々が、誤った知識や偏見等から人権が侵害されることのないよう、都道府県や関係団体等と連携し、啓発活動等を行っています。

内閣府が2018(平成30)年1月に実施した「HIV感染症・エイズに関する世論調査」では、エイズに対する印象を聞いたところ、「死に至る病である」を挙げた人の割合が52.1%と最も高く、「原因不明で治療法がない」が33.6%で続き、「不治の特別な病だとは思っていない」は15.7%にとどまるなど、正しい知識と理解が十分に広がっていないとみられる結果となりました。厚生労働省は、12月1日の世界エイズデーに向け、公益財団法人エイズ予防財団やエイズ関連NGO等の関係団体と協力し、普及啓発イベントを実施しています。また、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病元患者の名誉回復を図るための啓発事業も開催しています。

2019(令和元)年6月、熊本地裁は、ハンセン病元患者家族が、元患者に対する国の隔離政策により家族も差別を受けたとして、国に対して元患者家族への賠償を命じる判決を言い渡し、これを受けて政府は2019(令和元)年7月、この判決に対して控訴をしないという閣議決定を行いました。

2019(令和元)年11月、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立するとともに、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の改正が行われました。これにより、元患者家族を対象とした新たな補償の措置が講じられることとなり、また、元患者やその家族の境遇をふまえた人権啓発、人権教育などの普及活動等の強化が図られます。

また、「四日市公害」をはじめとする公害・環境問題と人権との関わりにおいても、その歴史的経緯や公害等の経験に学ぶ啓発等が行われています。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

三重県医療安全支援センターにおいて、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築のため、医療に関する相談対応を行うとともに、医療従事者を対象に医療安全に関する研修会を開催するなど医療安全に関する情報提供、意識啓発を行いました。

HIV感染症・エイズ、ハンセン病、難病^{*1}等に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実等の取組を進めるとともに、患者への偏見や差別の解消を図りました。

ハンセン病元患者に対しては、療養所への訪問や里帰り事業等を実施しました。入所者等の高齢化にともない寝たきりの入所者が増加するなどしており、状況の変化を踏まえた支援を行っていくことが必要となっています。

難病患者に対しては、関係医療機関が連携して医療体制の整備を図るとともに、三重県難病相談支援センターで行う相談及び啓発活動等を通じて、患者及びその家族の療養上の不安解消のための支援を行いました。

引き続き、患者(元患者)が安心して生活が送れるよう、相談及び啓発活動等の取組を進めていく必要があります。

4 取組方向

1 患者本位の医療体制づくりの推進

① インフォームド・コンセントの推進

患者が医師との信頼関係に基づき納得した上で治療が受けられるように、医師が患者に診療の目的や内容等について適切な説明をするインフォームド・コンセントや、主治医の診断、治療方針に対して他の医師に意見を求めるセカンドオピニオンについて、三重県医療安全支援センターにおける相談対応等を通じて、医療機関の取組を促進します。

② 医療機能の分化・連携の推進と県民による医療機関選択の支援

県民が住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられる体制を構築するため、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を推進するとともに、県民自らが希望する医療サービスを受けるために医療機関を適切に選択できるよう、インターネット等を通じて医療機能情報をわかりやすく提供します。

③ 医療従事者への啓発の推進

患者本位の医療の普及啓発の観点から、医療従事者に対して、患者の視点に立った安全・安心に関する情報提供や人権に関する研修などを行います。

2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

① HIV感染症・エイズ等に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

関係機関が連携して広域的な啓発活動の推進を図り、「HIV検査普及週間」（6月1日～7日）や「世界エイズデー」（12月1日）等の取組のほか、年間を通じて、HIV感染症・エイズについての正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、さまざまな感染症等に対しても、予防についての知識を広め、的確な情報提供などに努めます。

② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

ハンセン病についてのパネル展の開催などにより、患者やその家族に対する差別・偏見が解消されるようハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

③ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

難病患者やその家族の不安の解消を図り、難病についての正しい理解の普及・啓発に努めます。

3 医療・生活支援体制の充実

① 医療相談体制の充実

患者の医療に関するさまざまな悩みや不安に応えるため、医療相談体制の充実に努めます。

② HIV検査体制・エイズ相談及び患者への医療・社会生活支援の充実

感染の心配のある方には無料・匿名での相談・検査を保健所で実施します。また、エイズ治療拠点病院等の医療体制の充実を図り、患者が適切に医療や介護サービス等を利用できるよう、社会生活支援に努めます。

③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援

ハンセン病元患者が療養所においても安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援活動を実施します。

④ 難病患者への医療・生活支援

三重県難病相談支援センターや保健所等において、病気に関するさまざまな問題や悩みの相談支援や情報提供を行うとともに、家庭訪問・患者交流会や講演会等を実施し、地域における支援体制の充実に努めます。また、三重県難病相談支援センターでは、難病患者の就労支援や小児慢性特定疾病児等の自立支援にも努めます。

※1 難病 難病の患者に対する医療等に関する法律（2014（平成26）年）では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとしています。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】

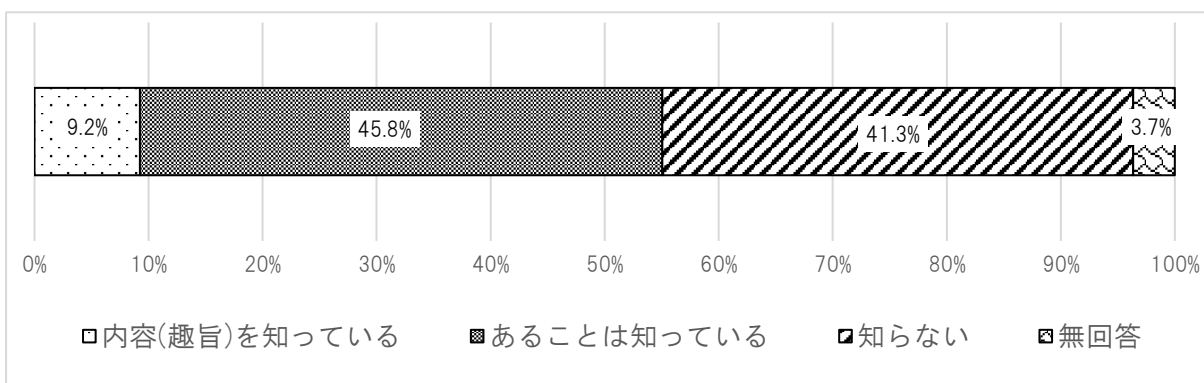


【人権施策基本方針におけるめざす姿】

犯罪被害者とその家族等が、自らが受けた精神的・身体的・経済的被害等のさまざまな負担を克服し、権利と利益を擁護されるための制度、社会環境が整っています。

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ 「犯罪被害者等基本法」を知っていますか



「犯罪被害者等基本法」について、「内容（趣旨）を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると55.0%、「知らない」は41.3%でした。

今後も、同法に基づき、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、犯罪被害者等の人権問題について、偏見等による人権侵害等の新たな被害を受けることがないよう、幅広い啓発活動や、犯罪被害者等からのさまざまな相談に応じるため、相談窓口の設置やカウンセリング体制の整備に取り組む必要があります。

2 国内外の状況

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要です。

2016（平成 28）年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」では、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられています。これをふまえ、警察庁では、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県

警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入し、2017（平成29）年8月から運用しています。

また、警察庁では、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深めるため、11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、広報啓発事業を実施しています。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県は、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと協働して、犯罪被害者やその家族等の人権擁護に関する啓発活動を実施するとともに、犯罪被害者等を対象とした相談対応を行いました。

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等に取り組みました。

犯罪被害者等の人権問題について、「犯罪被害者週間」、「犯罪被害を考える週間」（11月25日～12月1日）を中心に、広報啓発活動を展開しました。引き続き、広報啓発活動を行うことにより、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成していく必要があります。

性犯罪、性暴力を受けた被害者は被害を誰にも相談できず、社会からの孤立を余儀なくされる場合もあることから、被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、専門の相談員による電話相談や面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等、関係機関・団体と連携し、相談者の心身の早期回復などが図られるよう支援を行ってきました。引き続き、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため、2019（平成31）年4月に施行された「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

2019（平成31）年4月より、犯罪被害者の方やそのご遺族に対して、経済的負担の軽減を図るため、「三重県犯罪被害者等見舞金制度」の運用を開始しました。

4 取組方向

1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

① 関係機関相互や民間団体との連携推進

犯罪被害者等の権利や利益の保護のため、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体との連携により総合的に施策を進めます。

② 相談窓口の充実と広報の実施

犯罪被害者等からの相談を受け付ける各種相談窓口の充実を図るとともに、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体と連携し、

県民に広報を行います。

③ 犯罪被害等の早期軽減

犯罪被害者等が将来にわたって深刻な精神的打撃を被ることを防ぐとともに、犯罪被害等からの立直りを支援するため、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体と連携し、犯罪被害の発生直後から犯罪被害者等の支援が継続的に行われるよう取り組みます。

④ 総合的な支援体制の整備

「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、県内全域で犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が迅速に提供されるよう、市町や関係機関等との相互連携を強化し、支援を充実させるとともに、市町におけるワンストップ支援窓口の設置などを支援します。

2 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

① 幅広い啓発と情報提供

犯罪被害者等が日常生活、または、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の人権問題について、幅広い啓発活動や支援に関する情報提供を推進します。

② 犯罪被害者等による講演等を取り入れた研修会の開催

広く公務に従事する職員等を対象とした研修会を開催し、各種研修会において犯罪被害者等による講演等を取り入れ、職員の意識向上を図ります。

③ 積極的な広報啓発活動の推進

犯罪被害者等の支援やその意義が、地域や世代を問わず広く社会に周知されるよう、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体と連携し、さまざまな機会を利用して広報啓発活動を行います。

④ 犯罪被害者等に対する理解の推進

犯罪被害後に犯罪被害者等が周囲の心無い言動等による二次被害を受けることのないよう、犯罪被害者等の置かれている状況等についての県民の理解を促す啓発活動を実施します。

3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援

犯罪被害者等は、加害者はもちろん身近な人の不用意な言葉からも大きな精神的ダメージを受けることから、受けた精神的ダメージを克服し元の社会生活が営めるよう、

各種の相談やカウンセリングによる精神的ケアの支援を行います。

② 犯罪被害者への経済的支援

犯罪被害者等は、犯罪による収入の途絶や入院による治療費、精神的ダメージによる就労不能等、さまざまな理由による経済的被害を受けますが、加害者からはその被害を回復できない場合も多くあることから、見舞金制度等による経済的支援を行います。

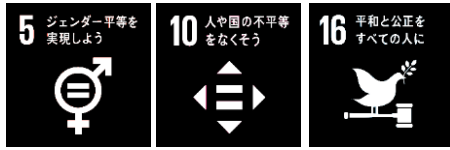
③ 犯罪被害者等の安全確保

犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護施設による保護等の対策を行います。

④ 犯罪被害者等及びDV被害者への県営住宅入居の配慮

犯罪被害者等及びDV被害者に対し、県営住宅への入居について配慮を行います。

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】

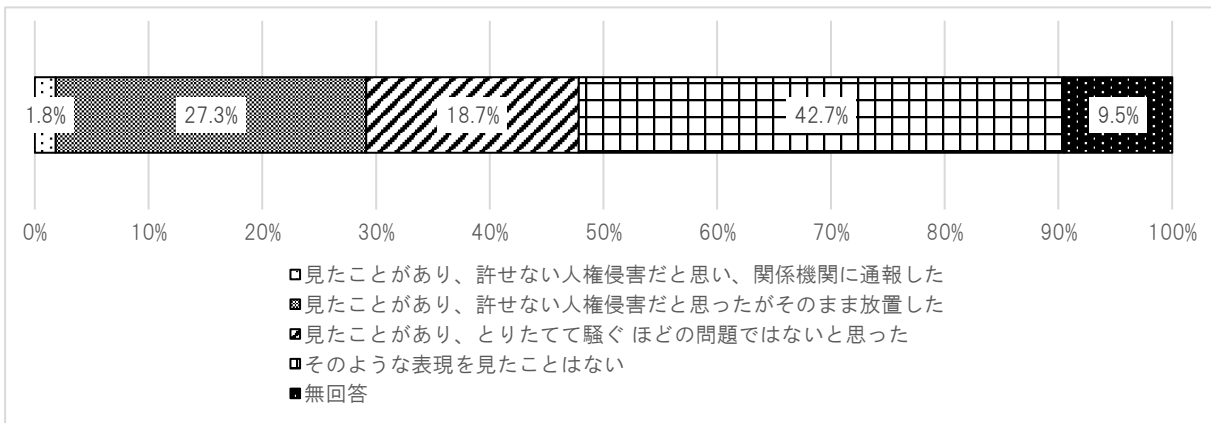


【人権施策基本方針におけるめざす姿】

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。県民一人ひとり、情報の収集・発信が簡易にできるインターネットの利便性や、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、人権感覚をもって、適切にインターネットを活用しています。プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報の保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して積極的に対応し、そのための関係機関との連携が行われています。

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■ あなたはインターネット上で、他人を誹謗中傷する表現を見たことがありますか。



インターネット上で他人を誹謗中傷する表現について「そのような表現を見たことがない」が 42.7%、「見たことがあり、許せない人権侵害だと思ったがそのまま放置した」が 27.3%、「見たことがあり、とりたてて騒ぐほどの問題ではないと思った」が 18.7%、「見たことがあり、許せない人権侵害だと思い、関係機関に通報した」が 1.8%でした。

今後も、インターネット上での差別事象や人権侵害、悪質な書き込み等を防ぐため、県民に幅広く啓発活動を推進するとともに、差別事象や人権侵害の監視・削除に関する体制づくりを進める必要があります。また、インターネットの特徴や適正な利用、モラル等についての啓発や教育を推進し、差別事象・人権侵害が起きない環境づくり等を行う必要があります。

2 国内外の状況

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及する中、青少年が有害情報を閲覧するおそれが広がる一方、フィルタリング利用率が低迷していることから、フィルタリングの利用促進を図ることを目的として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、2017（平成29）年6月に改正され、2018（平成30）年2月に施行されました。この法律を受け、2018（平成30）年7月に子ども・若者育成支援推進本部は、法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進や子どもの低年齢期からの保護者・家庭への支援、SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策を推進するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」を策定しました。

法務省は、2018（平成30）年12月に「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」（以下、「依命通知」）を発出し、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」と示しました。また、2019（平成31）年3月には、インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理についての考え方を整理するとともに、人権侵害性を認めるに至らない場合の取扱いを定めた「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を通知しました。それによると、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件に関する処理要領」（2004（平成16）年）における「不当な差別的言動」は、「特定の者」に対する差別的言動を削除要請等の対象としてきたものの、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、救済を必要としているとの見解を示しました。

国は、デジタル化と生産性向上を進め、誰もが活躍でき、人口減少・高齢化、エネルギー・環境制約など様々な社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムである Society 5.0^{※1}の実現をめざしています。Society 5.0では、様々なデータがビッグデータとして共有財産化し、社会課題の解決を担うビジネスにも活用される社会に移行しつつあります。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

インターネット上において、個人等に対する誹謗・中傷や差別を助長、扇動する内容の書き込みが発生しており、それに対する取組は喫緊の課題となっています。また、SNSにおけるいじめや誹謗・中傷等も起きていることから、子どもが人権侵害や犯罪に巻き込まれる危険性も高まっています。

県は、さまざまな主体と協働して、インターネット上の差別的な書き込みや個人の誹謗・中傷等の人権侵害についてネットモニタリングを実施し、差別書き込みの早期把握に努め

るとともに、発見した書き込みに対しては、「依命通知」を参考にしつつ、関係機関や人権擁護機関へ連絡し、削除要請するなど被害の拡大防止に向けて取り組んできました。インターネット上に同和地区と称する地名を書き込むなどの差別を助長、拡散させる行為に対しては、インターネット等を利用した差別行為の防止についての取組を国に対して要望していきます。また、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守るためにインターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催しました。加えて、インターネットの特徴、モラル等を理解するための啓発パネル等を作成しました。

「人権問題に関する三重県民意識調査」（2019（令和元）年度実施）の結果では、同和問題、障がい者、外国人への差別的な表現を「見たことはない」がそれぞれ67.6%、55.7%、53.5%となっていました。また、「見たことがあり、許せない人権侵害だと思い、関係機関に通報した」は、他人を誹謗中傷する表現や同和問題、障がい者、外国人についての差別的な表現全てで2%未満でした。今後も、SNS環境の中で発生している個人への誹謗中傷やいじめによる被害の早期発見に加え、相談機関や法務局等へ通報していただける県民を養成していく必要があります。

また、Society 5.0の実現に向けた過程の中では、様々な個人のセンシティブ情報が保護される必要があります。人権侵害につながる情報の流布については、引き続きモニタリングに努めるとともに、発見した書き込みに対しては、「依命通知」を参考にしつつ、関係機関や人権擁護機関へ連絡し、削除要請するとともに、国に対して必要な施策を要望していきます。

県教育委員会が小中高等学校の児童生徒を対象に実施している、「スマートフォン等の使用に関する実態調査」で明らかになったネットトラブルをふまえ、「インターネットトラブル対応事例集」を各学校に配付するとともに、研修会でその内容や活用法を周知して、教職員の指導力の向上を図ってきました。また、スマートフォンの特性や適切な使用方法についての児童生徒の理解を促進するとともに、保護者へはインターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等を周知・啓発してきました。今後も、インターネットと人権にかかる学習が小中学校、義務教育学校、県立学校で積極的に行われるよう支援し、子どものネットモラルの育成を図ります。

4 取組方向

1 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握

インターネット上の掲示板等において、個人を誹謗・中傷する書き込みや悪質な差別表現の書き込みが後を絶たないことから、これらを早期発見・把握するためのモニタリングを継続するとともに、市町との連携・協働を進めてインターネット上の人権侵害の状況を共有することにより、取組の拡充及び拡散防止に努めます。

② インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

インターネットの匿名性を利用した人権侵害やプライバシーの侵害事案に有効な対

応が図られるよう国に働きかけるとともに、差別的な書き込み等について、プロバイダ等に対して削除要請等を行います。

また、地域における人材養成や相談担当者等への研修を通じて、インターネット上やSNS環境での人権侵害を発見するとともに、被害者を支援し、削除要請等を行うことができるような取組体制づくりを進めます。

2 インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する教育や啓発の推進

① インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進

インターネット等を悪用した人権侵害やプライバシーの侵害等が発生していることから、インターネット上でも人権を尊重するために、メディア・リテラシーの重要性や、インターネットの適正利用についての理解を深める教育を推進します。

② インターネットの正しい活用に向けた教育や啓発の推進

学校におけるネットモラル教育の推進や教職員の情報モラル指導に関わるスキルの向上等、インターネットを正しく活用するための環境づくりを進めます。

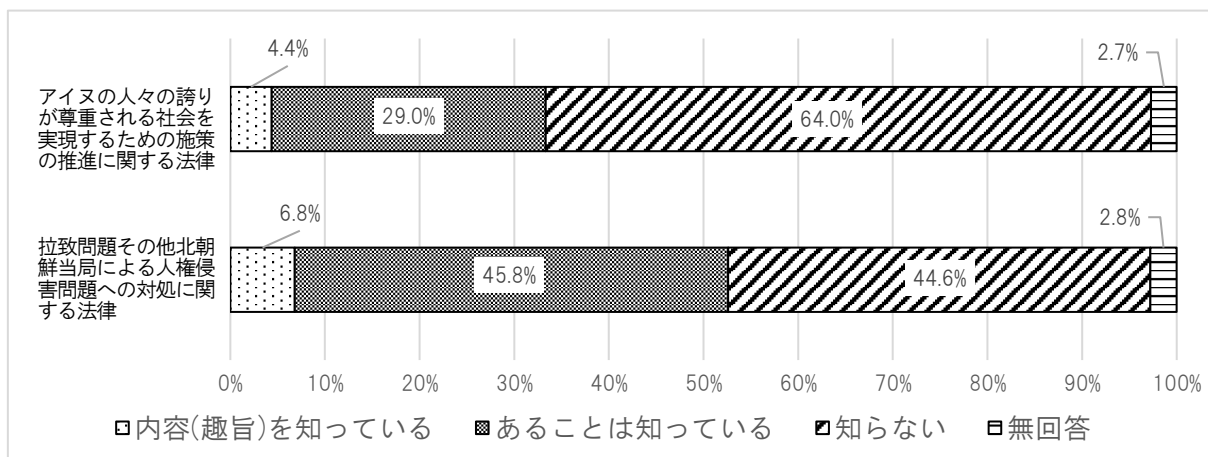
また、保護者を対象とした啓発や、学校と家庭が連携して子どもを見守る体制づくりを進めます。

※1 Society 5.0 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を Society と定義しています。Society 5.0 は、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものです。Society 5.0 で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となります。

人権施策410	さまざまな人権課題 (アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】	
【人権施策基本方針におけるめざす姿】 あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認めあい、自立した生活を送っています。	

1 データにみる現状～「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

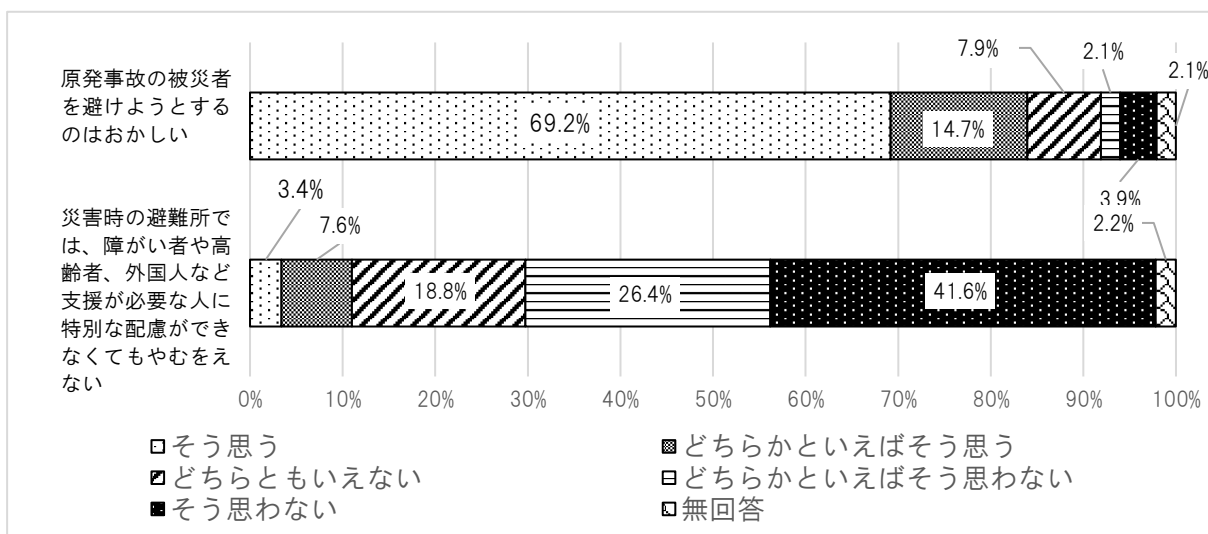
■ あなたは、次の法律を知っていますか。



「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」については、「内容(趣旨)を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると33.4%、「知らない」は64.0%でした。

また、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」について、「内容(趣旨)を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると52.6%、「知らない」は44.6%でした。

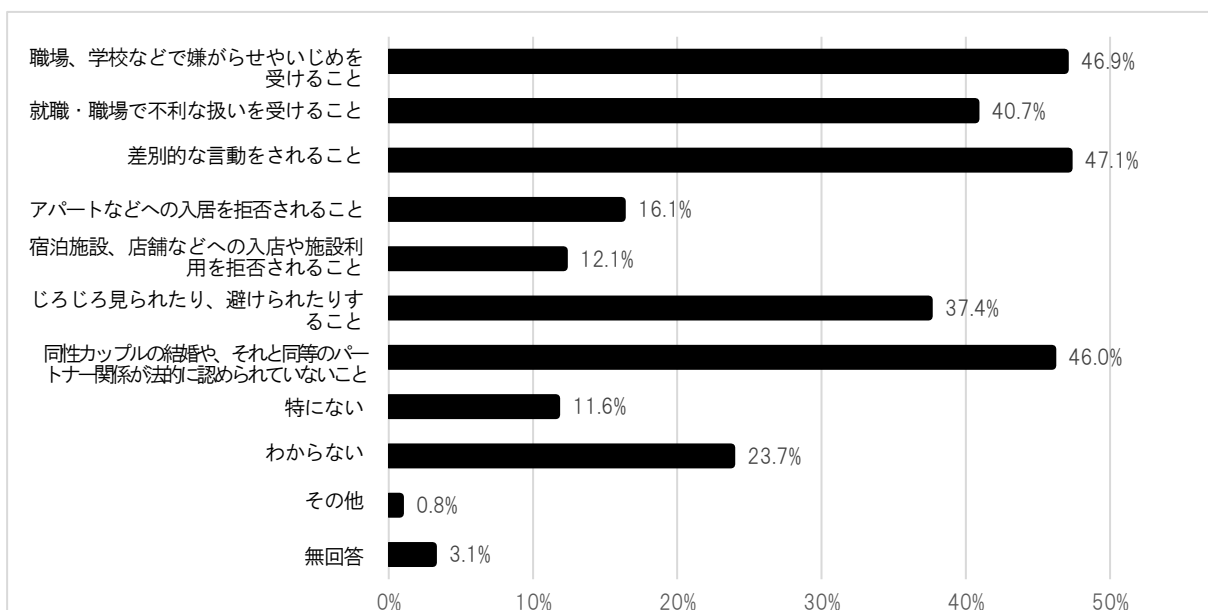
■ 人権に関する問題をめぐって、いろいろな意見があります。あなたはどのように思いますか。



「原発事故の被災者を避けようとするのはおかしい」という意見については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると83.9%、「どちらともいえない」が7.9%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると6.0%でした。

また、「災害時の避難所では、障がい者や高齢者、外国人など支援が必要な人に特別な配慮ができなくてもやむをえない」という意見については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると11.0%、「どちらともいえない」が18.8%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると68.0%でした。

■ 性的指向や性自認に関わるLGBT等の人びとについて、現在、どのような問題が起きていると思いますか。



性的指向や性自認に関わるLGBT^{※1}等の人びとについて起こっている問題は、多い順に「差別的な言動をされること」が47.1%、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が46.9%、「同性カップルの結婚や、それと同等のパートナー関係が法的に認められていな

いこと」が46.0%でした。

今後も、さまざまな人権課題の現状と課題認識に取り組むとともに、さまざまな人権課題を正しく理解するために教育及び啓発活動、相談体制の充実に取り組む必要があります。

2 国内外の状況

【アイヌの人びと】

1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。また、2007（平成19）年には、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、翌年、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われました。

2019（令和元）年5月、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む多岐にわたる施策を総合的に推進し、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。2020（令和2）年4月には、「民族共生象徴空間」が、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来へ向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点として北海道白老郡白老町に整備されることになっています。

【刑を終えた人・保護観察中の人等】

政府は、2016（平成28）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度末までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定し、2017（平成29）年12月に閣議決定しました。罪を犯した者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。

内閣府が2018（平成30）年9月に行った「再犯防止対策に関する世論調査」で、再犯防止のために、具体的にどのようなことが必要だと思うか聞いたところ、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」が54.6%、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が50.6%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」が41.3%などとなりました。

【災害と人権】

内閣府では、2017（平成29）年4月に、「平成28年度 避難所における被災者支援に関する事例等報告書」を公表しました。どのような災害においても、ひとたび避難所が開設されれば、高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等、さまざまな方々が生活を送る場とな

り、不自由な生活を強いられることがあります。同報告書では、避難所や福祉避難所だけでなく、車中泊等、避難所以外の避難も含めた避難所における被災者支援の実態や課題のほか、対応策として各地で進められている先進事例等も整理し、まとめられ、地方自治体の担当職員にとって、災害時の避難所運営の一助となり、避難所での安全で安心な生活環境が保持されることにつながることを望まれています。

また、2016（平成28）年の「熊本地震」、2017（平成29）年の「平成29年九州北部豪雨」を受け、2018（平成30）年8月には、「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」を作成しました。

【性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)】

2017（平成29）年、「男女雇用機会均等法」に基づく改正セクハラ指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクハラが対象となることが明記されました。また、性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする言動もセクハラに当たり許されないことを明確化する人事院規則の運用通知が改正されました。「いじめ防止対策推進法」に基づく基本方針が改定され、LGBTへの対応が盛り込まれました。

2018（平成30）年に法務局が新規に救済手続を開始した差別待遇にかかる人権侵犯事件は、性的指向が5件、性自認が13件でした。

2019（令和元）年5月に、WHO（世界保健機関）の総会において、新たな「国際疾病分類」が採択され、性同一性障害は、これまでの「精神及び行動の障害」から新たに「性保健健康関連の病態」に位置づけられました。

【貧困等に係る人権課題】

2014（平成26）年に施行された、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

また、同法の一部を改正する法律が2019（令和元）年9月に施行され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策や子どもの貧困解消に向けた対策であることや、児童権利条約の精神に則り推進することなどが明記されました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、「子供の貧困対策に関する大綱」が2014（平成26）年8月に閣議決定され、それに基づいた取組が進められています。同大綱についても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」により、記載事項の拡充等がされました。

【ホームレス】

国は、ホームレス自立支援施策として、2002（平成14）年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2003（平成15）年に「ホームレスの自立の

支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進します。2016（平成 28）年の調査で明らかとなったホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等をふまえ、2018（平成 30）年 7 月に、新たな基本方針「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

2013（平成 25）年、国は拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取組を推進しています。また、2017（平成 29）年 4 月には、政府、拉致議連役員、各党拉致問題対策機関代表等による「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を開催したほか、同年 11 月には、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討するため、有識者の知見を政府の政策立案に活用する「拉致問題に関する有識者との懇談会」を開催しました。

2018（平成 30）年 12 月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、「国際シンポジウム 拉致問題を含む北朝鮮人権状況改善に向けた北朝鮮の具体的な行動を引き出すための国際連携のあり方」を開催しました。

3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題

さまざまな人権課題について、各担当において取り組むとともに、啓発冊子の作成や研修会・講座のテーマとして取り上げるなど、正しい理解と偏見の解消に取り組んできました。今後も、人権をめぐる社会の動向やさまざまな人権課題の把握に努め、現状への理解と課題認識を深めるとともに、啓発・広報に取り組むほか、必要に応じた取組を進めていく必要があります。

【アイヌの人びと】

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」をふまえ、関係機関等と連携して、アイヌの人々の文化や歴史的な経緯や差別の実態、多様性を尊重する生き方に学ぶ人権教育・啓発を進める必要があります。

【刑を終えた人・保護観察中の人等】

三重県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設等を退所した、福祉の支援が必要な高齢者や障がい者が、円滑に地域生活に移行できるよう帰住地調整支援や帰住後の定着支援を行いました。矯正施設等の退所者が、再び罪を犯さず、地域の中で自立した日常生活・社会生活ができるよう、関係機関と連携して取り組みます。

【災害と人権】

東日本大震災をはじめとする災害により、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者、外国人等への対応等、新たな課題が明らかになり、これらの課題に対応するため、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、市町における

マニュアル策定の支援等を行いました。引き続き、「避難所運営マニュアル」の作成を支援するとともに、避難所開設訓練やHUG（避難所運営ゲーム）の実施など、市町とともに各地域における取組を進めます。

【性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)】

啓発パンフレットへの掲載や講演会等の啓発を行い、また、三重県教育委員会においても学習指導資料を作成、配布しました。文部科学省からは性同一性障がいの児童生徒等に対する具体的な配慮事項が周知されました。

2017（平成 29）年5月から開始した三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」におけるLGBT電話相談については、2018（平成 30）年度の相談件数は32件でした。

2019（平成 31）年2月には、LGBT等をはじめ多様な性的指向・性自認に関する県職員向けガイドラインを作成し、職員研修等を実施しました。今後も、多様な性的指向・性自認について社会の理解促進を図る必要があります。

【貧困等に係る人権課題】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」の施行、「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定等がなされました。これらに則って、生活困窮者への支援を行っていくとともに、いわゆる貧困の連鎖が起こらないように取組を行う必要があります。

【ホームレス】

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果によると、県内のホームレス数は年々減少していますが、今後もホームレスに対する偏見や差別意識をなくすための啓発や人権相談への対応が必要です。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

ホームページでの情報発信のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心にパネル展示、DVD上映、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発等に取り組みました。拉致問題の解決に向け、今後も啓発等を行っていく必要があります。

4 取組方向

1 さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進

① さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組

【アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等】

各種統計データや差別事象の発生状況、人権相談の状況等、社会の動向をもとに、さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組を行います。

② 人権と密接に関わる社会問題への取組

人権と密接に関わる社会問題については、人権尊重社会の実現にとって大きな課題ととらえ、その動向を把握するとともに、取組について検討していきます。

【矯正施設等を退所した、福祉の支援が必要な高齢者や障がい者】

三重県地域生活定着支援センターが保護観察所と連携しながら、社会復帰を支援し、再犯防止対策を進めていきます。

【自殺未遂者、自死遺族等】

適切な支援が提供されるよう、情報収集や情報提供、普及啓発、人材育成等を実施するとともに、市町・NPO・関係機関等と連携して、地域の実情に応じた自殺対策を推進します。

【ひきこもり】

本人や家族を対象とした相談や家族教室を実施するとともに支援者の人材育成及び支援ネットワークの強化に取り組みます。

③ 性の多様性を認めあう社会にむけた取組

【性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)】

多様な性的指向や性自認について、社会の理解不足による差別や偏見があり、また男女のみの性の区分を前提とした社会生活上の制約をうけるなどさまざまな問題の解消に向け、現状と課題認識のための取組を行うとともに、国の動向等を注視しながら課題解消に向けた取組について検討し、実施していきます。

④ 生活困窮者の自立を支える取組の推進

【貧困等に係る人権課題】

生活困窮者の自立への支援が早期に円滑に行われるよう取り組むとともに、「貧困の連鎖」が起こることのないよう、生活困窮家庭の子どもへの生活面や学習面での支援等に取り組めます。

2 さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

① さまざまな人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育や啓発の取組

【アイヌの人びと】

松浦武四郎記念館や2020(令和2)年4月に北海道白老町にオープンする「民族共生象徴空間」と連携して、アイヌの人びとの多様な文化やその多様性を尊重する松浦武四郎の生き方に学ぶとともに、アイヌの人々の歴史的な経緯や差別の実態をふまえた人権教育・啓発を進めます。

【刑を終えた人・保護観察中の人等】

刑を終えた人・保護観察中の人等をはじめとするさまざまな人権課題への理解と認識を深めるために、学校、家庭、地域、職場等で人権教育・啓発を進めます。

【災害と人権】

災害時に配慮や支援が必要な人への理解を深め、災害時においても人権が守られるよう、教育や啓発を推進するとともに、避難所運営等の災害時の対応において、さまざまな方々の視点に立って活動が行われるよう取組を進めます。

【性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)】

性的指向や性自認が多様であることへの理解と認識を深めるため、県民への啓発や研修、児童生徒の学習の充実を図ります。

【貧困等に係る人権課題】【ホームレス】【ひきこもり】

貧困等に係る人権課題、ホームレス、ひきこもりについて、理解と認識を深めるための啓発を行います。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による拉致問題等への関心と認識を深めていくため、さまざまな手法により、国等と連携しながら理解促進の取組を進めます。

3 人権侵害に対応するための取組の推進

① 人権侵害に対する適切な対応

人権侵害を受けた人や対人関係等で悩みを抱える人が適切に救済されるよう相談体制を充実させるとともに、相談窓口や救済につながる諸制度の活用について啓発と広報を行います。

【性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)】

性的指向・性自認に関する人権相談に的確に対応できるよう関係相談機関の連携を図るとともに、相談窓口の周知を行います。

※1 LGBT 人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認を限定的にさす言葉です。性的指向としては、女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)があり、性自認については、身体と心の性不一致なトランスジェンダー(Transgender)があります。その他、例えば、Q(クエスチョニング:自身の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていないセクシュアリティ)、X(エックスジェンダー:男性でも女性でもない性自認を持つ人)、A(アセクシュアル:他者に対して恋愛感情も性的欲求も抱かない人)など、LGBTという言葉だけでは包含できないほど多様な性のあり方が存在します。このため、本プランでは、それらをより包含する言葉として、性的指向・性自認という表記をしています。

第3章 計画の推進

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県は、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進します。また、国、市町及び関係団体と連携・協働して人権施策を推進します。

- (1) 県民一人ひとりが幸福を実感できる社会を実現するため、県政の運営にあたっては、「三重県人権施策推進会議」、「人権監等会議」、地域機関における連絡会議等横断的な推進体制により、総合的に県の人権施策を推進します。
また、職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、それぞれの行政分野において適切な対応が行われるよう体系的に人権研修を実施します。
- (2) 人権尊重の視点に立った取組を推進するため、県民の思いや意見の把握に努めるとともに、県民、企業、住民組織・NPO等の団体、市町等との連携・協働を進めます。取組の推進にあたっては、「管内人権行政推進調整連絡会議」、「地域ネットワーク協議会」等、地域における連絡会議や「三重県人権・同和行政連絡協議会」等において国、市町と互いに情報共有、連携を図るとともに、啓発等の業務を効率的に進め、人権施策を総合的に推進します。
- (3) さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、企業、住民組織・NPO等の団体等が連携・協働する取組やこれらのさまざまな主体による取組を促進します。

2 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

① 県組織における推進体制

県では、人権施策を進める上で基本的かつ重要な事項については、各部局等の副部長等で構成する「三重県人権施策推進会議」において協議し、全庁的な人権施策の推進を行います。また、この会議の下部組織として「人権監等会議」と「管内人権行政推進調整連絡会議」を置き、本庁及び地域防災総合事務所及び地域活性化局内の連絡調整や、横断的・日常的な人権に関する行政課題の解決に取り組めます。

また、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき設置されている「三重県人権施策審議会」を開催し、行動プランの進捗状況やその他人権施策に関する調査・審議をふまえて、人権施策の着実な推進に努めます。

② さまざまな主体との協働推進体制

市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」等を活用し、市町と協力・連携しながら人権施策を推進していきます。また、国（津地方法務局）及び三重県人権擁護委員連合会、三重県社会福祉協議会、県で構成する「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」において、啓発活動の総合的な推進に取り組みます。

さらに、県内企業で構成される「三重県人権啓発懇話会」等の既存の推進組織との連携に加え、地域におけるさまざまな主体の人権に関する活動への支援を通じて、各主体との対話を深め、新たな協働体制の構築やネットワーク化につなげていけるよう努めます。

(2)進捗管理

人権施策を推進するために県が取り組む事業を、施策別に「県事業体系表」として取りまとめるとともに、「年次報告」の作成・報告・公表を通じて進捗管理を行い、県の人権施策を着実に推進します。また、「年次報告」はホームページ等において公表していきます。

進捗管理を行うため、人権施策全体の成果を計る行動プラン全体の「目標項目」と計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。また、横断的に取り組む3つの施策分野にも「目標項目」と「目標値」を設定し、施策の進捗状況を把握していきます。

【目標項目と目標値の設定】

目 標 項 目		現 状 値 (2019(令和元)年度)	目 標 値 (2023(令和5)年度)
プラン全体	*人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合(※1)	39.5% (2018(平成30)年度)	43.8%
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数(※2)	1,461人 (2018(平成30)年度)	1,500人以上
人権意識の高揚	*人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合(※3)	97.7% (見込)	100%
	*人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合(※4)	88.5%	98.5%

人権擁護と救済	*人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合（※5）	96.8%	100%
---------	--	-------	------

*みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）における施策 211 の主・副指標と同じです。

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になって居ると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
「みえ県民意識調査」は、一万人の県民を対象に、日ごろ感じている幸福感や、地域や社会の状況についての実感などを調査項目として、毎年度実施しており、当該調査項目もその一つとなっています。
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて団体が実施した「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数
- ※3 県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にする行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
- ※4 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

また、県が実施する事業については、事業を所管する部局が、個別事業毎に年次目標を設定して、目標管理のもと取り組んでいきます。

なお、取組の結果を取りまとめ、三重県人権施策審議会に報告します。

<資料編>

- 「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の概要…………… 1

- 「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定経過…………… 3

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

- ① 人権をめぐる社会状況の変化により、子ども、高齢者、女性をめぐる人権問題など対応の強化が求められている課題や、災害と人権、貧困等に係る人権問題、北朝鮮当局による拉致問題といった、新たに対応すべき課題への対応などを反映
- ② 「第一次改定」後の取組の成果と課題をふまえ、取組方向を見直し
- ③ 2012（平成24）年度からスタートした県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」に基づき、「県民力による『協創』の三重づくり」の考え方を反映
- ④ 2012（平成24）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」などの結果をふまえ、改定内容を検討

2 めざす姿

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会

3 基本理念

(1) 公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現

(2) さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現

第2章 人権施策の推進

1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくり

【取組項目】

- 1 住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動するための取組の推進
- 2 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

2 人権意識の高揚のための施策

(1) 人権啓発の推進

- 1 効果的な啓発活動の推進
- 2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進
- 3 効果的な啓発の調査・研究
- 4 啓発活動を担う人材の養成

(2) 人権教育の推進

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進
- 3 企業・民間団体における人権教育の推進
- 4 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進
- 5 人材の養成と活用

3 人権擁護と救済のための施策

(1) 相談体制の充実

- 1 相談窓口の広報と充実
- 2 相談窓口機能の強化と支援体制の充実
- 3 相談員等の資質向上
- 4 相談機関等相互の協働・連携の強化

(2) さまざまな人権侵害への対応

- 1 人権侵害に対応するための取組
- 2 人権侵害への対応に関する啓発と広報

4 人権課題のための施策

同和問題

【取組項目】

- 1 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進
- 2 同和問題の解決に向けた教育の推進
- 3 学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり
- 4 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進
- 5 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

子ども

- 1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進
- 3 子どもの権利擁護の推進
- 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

女性

- 1 女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進
- 2 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進
- 3 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり
- 4 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

障がい者

- 1 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 障がい者の社会参加、参画の環境づくり
- 3 障がい者の権利擁護の推進
- 4 地域生活への移行と地域生活の支援
- 5 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

高齢者

- 1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流
- 2 高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進
- 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実
- 4 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

外国人

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

患者等(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等)

- 1 患者本位の医療体制づくりの推進
- 2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- 3 医療・生活支援体制の充実

犯罪被害者等

- 1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進
- 2 犯罪被害者等の権利問題についての幅広い啓発活動の推進
- 3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

インターネットによる人権侵害

- 1 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり
- 2 インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

さまざまな人権課題(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

- 1 さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進
- 2 さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 3 人権侵害に対応するための取組の推進

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・幅広く県民の思いや意見を聴き、県民の参加・参画を推進
- ・県民、企業、住民組織・NPO、市町等が連携・協働する取組を促進
- ・さまざまな主体による取組を促進

2 人権施策の推進体制と仕組み

(1) 推進体制

- ①パートナーシップで築く推進体制
- ②県庁内の横断的推進体制

(2) 仕組み

- ①人権課題別取組の推進～関連計画との連携
- ②進捗管理の仕組み～体系表と年次報告

「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定経過

◇ 調査審議

2019（令和元）年 5月29日	令和元年度第1回三重県人権施策審議会 策定に向けての検討
2019（令和元）年 9月12日	令和元年度第2回三重県人権施策審議会 素案の検討
2020（令和2）年 2月6日	令和元年度第3回三重県人権施策審議会 最終案の検討

◇ 県民意見の募集結果

○パブリックコメント実施期間：

2019（令和元）年12月12日～2020（令和2）年1月10日

○意見提出人数等： 2名（個人）、2団体

○意見件数： 88件

○内訳

方法	電子メール	ファクシミリ	郵送	計
人・団体	4	0	0	4

意見の種類	件数	個人	
		個人	団体
「基本的な考え方」に対する意見	20	20	
「人権が尊重されるまちづくり」に関する意見	9	9	
「人権啓発の推進」に関する意見	7	7	
「人権教育の推進」に関する意見	6	6	
「相談体制の充実」に関する意見	8	8	
「さまざまな人権侵害への対応」に関する意見	3	3	
「同和問題」に関する意見	5	4	1
「子ども」に関する意見	6	4	2
「女性」に関する意見	1	1	
「障がい者」に関する意見	3	2	1
「外国人」に関する意見	4	1	3
「患者等」に関する意見	2	2	
「犯罪被害者等」に関する意見	1	1	
「インターネットによる人権侵害」に関する意見	3	3	
「さまざまな人権課題」に関する意見	9	6	3
「計画の推進」に関する意見	1	1	
合 計	88	78	10

三重県人権施策審議会委員名簿

	氏 名	所 属
会長代理	神長 唯	都留文科大学教養学部教授
委 員	川北 秀成	N P O 法人三重県精神保健福祉会理事
委 員	近藤 隆則	株式会社百五銀行人事課課長
委 員	坂本 久海子	N P O 法人愛伝舎代表理事
会 長	田中 亜紀子	三重大学人文学部教授
委 員	多門 伸浩	三重県人権・同和行政連絡協議会会長
委 員	中川 絵里子	公益社団法人認知症の人と家族の会三重県支部代表
委 員	中山 章司 (令和2年1月22日～)	三重県民生委員児童委員協議会常任理事
	丸橋 勲 (～令和元年11月30日)	三重県民生委員児童委員協議会常任理事
委 員	西尾 昭彦	法務省津地方法務局人権擁護課課長
委 員	福本 美津子	公益社団法人三重県看護協会副会長
委 員	藤岡 充昭 (令和元年10月25日～)	日本労働組合総連合会三重県連合会副会長
	廣瀬 純子 (～令和元年10月25日)	日本労働組合総連合会三重県連合会副事務局長
委 員	堀川 克法	公益社団法人三重県人権教育研究協議会事務局長
委 員	前田 智之 (令和元年8月20日～)	中日新聞三重総局総局長
	石川 保典 (～令和元年7月31日)	中日新聞三重総局総局長
委 員	前田 正典	一般財団法人三重県知的障害者育成会副理事長
会長代理	松井 睦夫	三重県人権擁護委員連合会会長
委 員	松岡 克己	部落解放同盟三重県連合会執行委員長
委 員	眞部 貴子	三重県 P T A 連合会理事
委 員	水谷 孝子	N P O 法人体験ひろば☆こどもスペース四日市理事長
委 員	山本 志賀子	公益社団法人三重県障害者団体連合会常務理事
委 員	山本 伊仁	三重弁護士会推薦弁護士

(五十音順、敬称略)

(2019 (令和元) 年 5 月 29 日～2020 (令和2) 年 2 月 6 日)

第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン

2020（令和2）年3月発行

三重県環境生活部人権課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069

e-mail jinken@pref.mie.lg.jp